

厚生文教委員会記録

とき 令和7年5月21日

国分寺市議会

厚生文教委員会

令和7年5月21日（水）

○出席委員

委員長	皆川りうこ
副委員長	鳥居あかね
委員	高野ふみお
	松岡まり
	星いつろう
	木島たかし
	田中政義

○審査事項

- 1 議案第29号 専決処分について
- 2 議案第33号 国分寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 3 議案第40号 国分寺市立学童保育所条例の一部を改正する条例について
- 4 議案第41号 社会福祉法人に対する助成に関する条例の一部を改正する条例について

《報告事項》

- (1) 定額減税補足給付金（不足額給付）について
 - (2) 医療費助成オンライン資格確認システム対応（PMH）について
 - (3) 国分寺市地域包括支援センターの安定的な運営の確保について
 - (4) 保育所の入所及び待機児童の状況について
 - (5) 学童保育所入所状況について
 - (6) 国分寺市特別支援教育推進委員会の設置について
 - (7) 令和6年度 第2・3回「いじめに関する調査」の結果について
 - (8) ひかりプラザの指定管理者制度への移行について
 - (9) その他
-
- 5 陳情第6－6号 避難行動要支援者の「個別避難計画」作成促進を求める陳情
 - 6 陳情第6－2号 補聴器購入に対する助成制度創設を求める陳情
 - 7 陳情第5－3号 小中学校に特化した食育の指針の策定を求める陳情

R 6 . 9 . 6

R 6 . 6 . 6

R 5 . 12 . 4

8 陳情第5－1号 有機フッ素化合物（P F A S）汚染の血液検査の実施を求める陳情

R 5 . 9 . 7

午前 9 時 30 分開会

○皆川委員長 皆様、おはようございます。ただいまから厚生文教委員会を開会いたします。

それでは、さきの本会議におきまして本委員会の委員が新たに選任されておりますので、ここで改めて各部長から担当職員の方々の紹介をお願いいたします。

では、まず先に、健康部からお願いいたします。

○新井健康部長 おはようございます。それでは、健康部から自己紹介させていただきます。

健康部長の新井です。引き続きになりますけども、よろしくお願いいたします。

では、この後は各課長から、組織順に自己紹介させていただきます。よろしくお願いいたします。

○小峯地域共生推進課長 地域共生推進課長の小峯です。よろしくお願いいたします。

○越川保険年金課長 保険年金課長の越川です。よろしくお願いいたします。

○占部健康推進課長 健康推進課長の占部です。よろしくお願いいたします。

○玉井福祉部長 福祉部でございます。福祉部長の玉井です。引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、順に自己紹介をさせていただきます。

○伊東生活福祉課長 生活福祉課長の伊東です。よろしくお願いいたします。

○宮外障害福祉課長 障害福祉課長の宮外です。よろしくお願いいたします。

○荒田高齢福祉課長 高齢福祉課長の荒田です。よろしくお願いいたします。

○土井地域包括ケア担当課長 地域包括ケア担当課長の土井です。よろしくお願いいたします。

○石丸子ども家庭部長 子ども家庭部長の石丸です。よろしくお願いいたします。

子ども家庭部の 5 名の課長から自己紹介させていただきます。

○千葉子ども若者計画課長 子ども若者計画課長の千葉でございます。よろしくお願いいたします。

○桑野保育幼稚園課長 保育幼稚園課長の桑野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○山元子ども子育て支援課長 子ども子育て支援課長の山元です。どうぞよろしくお願いいたします。

○坂本子育て相談室長 子育て相談室長の坂本です。よろしくお願いします。

○前田子ども発達支援担当課長 子ども発達支援担当課長の前田です。よろしくお願いします。

○日高教育部長 続きまして、教育部になります。教育部長の日高でございます。引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、各課長から自己紹介させていただきます。

○廣瀬教育総務課長 教育総務課長の廣瀬でございます。よろしくお願いいたします。

○村上学務課長 学務課長の村上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○馬場学校指導課長 学校指導課長の馬場と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○關学校教育担当課長 学校教育担当課長の關と申します。よろしくお願いいたします。

○豊田社会教育課長 社会教育課長の豊田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○依田ふるさと文化財課長兼市史編さん室長 ふるさと文化財課長兼市史編さん室長の依田と申します。よろしくお願いいたします。

○諸橋史跡整備担当課長 史跡整備担当課長の諸橋です。よろしくお願いいたします。

○大日向公民館課長 4 月 1 日付人事異動で公民館課長を拝命しました大日向です。本多公民館の館長を兼務しております。よろしくお願いいたします。

○有賀図書館課長 図書館課長兼本多図書館長の有賀でございます。よろしくお願いいたします。

○皆川委員長 ありがとうございました。それでは、皆様、改めてよろしくお願ひいたします。

ここで、本日の議題に関わる説明員以外の方は退席していただいて結構でございます。



○皆川委員長 それでは、審査事項の順に進めてまいります。まず、議案の審査を行います。

議案第29号 専決処分についてを議題といたします。

担当より説明を求めます。

○越川保険年金課長 議案第29号、専決処分について、御説明いたします。

本案は、本年度の地方税制の改正に伴うものです。条例改正の根拠となる地方税法施行令の一部を改正する政令が本年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されました。本年度の課税事務を進める必要があることから、本年3月31日付で国分寺市国民健康保険条例の一部改正の専決処分をいたしましたので、その御承認をいただきたいというものでございます。

専決処分とした理由ですが、保険税の減額基準日は毎年4月1日となっております。今年度の保険税算定において拡充した判定基準を適用するため、専決処分により条例を改正させていただきました。

改正点は、国民健康保険税の低所得世帯に対する均等割の軽減判定基準を拡充するというものです。同様の政令改正は平成26年度から適宜行われているものであり、昨年度も政令改正に合わせて条例改正を行い、議会の御承認をいただいております。条例の改正箇所につきましては、議案書の新旧対照表の下線部分になります。

では、厚生文教委員会資料、国民健康保険税軽減判定基準の拡充について、こちらを御覧ください。国民健康保険税は、地方税法及び条例に基づき、世帯主に対して課税します。当市の保険税は大きく分けて加入者の人数に応じて算定する均等割部分と、前年所得に応じて算定する所得割部分とに分かれておりまして、今回軽減判定基準を拡充するのは均等割に関わる部分です。資料の中ほどに記載してございますように、保険税の均等割額は、前年の所得が一定基準以下の場合に減額することとなっています。この減額基準は政令で定められておりますが、市で被保険者に適用する際には条例でも定めなければなりません。今回の改正は、判定基準のうち、被保険者数に乗ずる金額を5割軽減については1万円、2割軽減については1万5,000円、それぞれ拡充するものです。

簡単ですが説明は以上となります。御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○皆川委員長 担当の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は挙手にてお願ひいたします。

○高野委員 御説明ありがとうございました。これは確認になるんですけども、前も何度か発言したことがあります。条例に基づく市独自の減免というのは可能だという認識で間違いないでしょうか。

○越川保険年金課長 今回のものにつきましては減額賦課ということで、減免ではないんです。減免というのは、一旦保険税を決定した後に減免の判定を申請に基づきするというものになります。そちらにつきましては条例及び規則で定めておりまして、可能になっております。減額賦課につきましては、国の基準を超えてすることは認められないという国の見解が出ております。

○高野委員 ありがとうございました。勉強になりました。すみません。減額賦課については国の基準を超えて減額してはいけないということなのですね。

それで、均等割なんですけど、これも確認ですが、厚生労働省のほうで、例えば、赤ちゃんでも今は均等割がかかるわけじゃないですか。これは本当にひどい話だなと個人的には考えているところなんですけ

れども、子どもに関わる国民健康保険料等の減額措置等というのを令和4年にやりましたと、未就学児への国民健康保険税の均等割半額制度というのを開始したときに、国会の附帯決議というのも厚生労働省の資料に書いてありまして、そこに子どもに関わる均等割保険料の軽減措置については、今回は減額かもしれませんが、独自の軽減措置については引き続き議論するということが書かれておりますが、これについては御担当として認識されていますか。

○越川保険年金課長　今、委員がおっしゃいましたように世帯内の未就学児につきましては、国民健康保険に加入している方の均等割額を令和4年度から5割軽減して判定しているところです。国は原則として自治体で独自軽減することはできないものと説明しており、それから保険税水準の統一ということが今、全国的に進められておりますので、自治体で独自ということはなかなか難しいと。ただし、国として何らかの政策をするべきではないかということは毎年度、全国市長会のほうでも国に対して求めているところでございます。

○高野委員　自治体独自で、子どもの均等割を全額免除したという例はないのでしょうか。

○越川保険年金課長　少数派ですがあります。ただし、国のやっている保険税の水準の統一というところには反しておりますので、実際には、これから新しくやろうとすることは、非常に難しいと考えております。また、先ほど申し上げましたように、国としてはそういうことを認めていないという説明をされているところになります。

○高野委員　最後になりますけれども、そうすると、今、現実には子どもの均等割を全額独自でなくしている自治体もあるけれども、新たにやるのは、国としてはそれをしないでという立場だから、国の方針が変わらないと難しいというお話ですね、理解しました。ありがとうございます。これで終わります。

○皆川委員長　ほかに質疑はございませんか。

○松岡委員　よろしくお願ひいたします。今回の税制改正の概要が厚生労働省のホームページに載っていたので参考にさせていただいたんですけども、国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直しというところを参考にさせていただきました。こちらの中には大きく2点概要として書かれていて、1点目と2点目のうち、2点目のところがこちらの今回議案に上がってきている軽減判定基準の拡充につながるものだと思いますけれども、今回は2点目のところのみの対応ということでよろしいでしょうか。

○越川保険年金課長　委員がおっしゃいますように同日に発出されている政令におきましては、国民健康保険税について、本件の軽減判定所得の見直しのほか、課税限度額の見直しについても示されているところです。課税限度額の見直しにつきましては被保険者の負担が増加するものですので、本市におきましては、議会の審査を経て政令から1年遅れで改正するという対応をしております。なお、本市のように政令の公布の年とずらして改定している自治体は、多摩26市の中では本市を含め6市でありまして、少数派にはなっております。

○松岡委員　分かりました。議会の承認を経てというところで、大変に良心的な進め方をされているのかなと考えています。こちらについて、資料には被保険者の申請は不要ということではあったんですけども、周知などはされていくということでしょうか。

○越川保険年金課長　実際に賦課をする際に、同封文を入れておりますので、そちらのほうで周知をしてみたいと思います。

○松岡委員　分かりました。それでは、分かりやすいように対象の方には特に周知していただけたらと思

っています。よろしくお願いいたします。

○皆川委員長　ほかに。よろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○皆川委員長　それでは、以上で質疑を終了いたします。

討論はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○皆川委員長　討論なしと認めます。

それでは、これより採決いたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○皆川委員長　全員賛成。よって、本案は原案のとおり承認されました。



○皆川委員長　次に、**議案第33号 国分寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について**を議題といたします。

担当より説明を求めます。

○桑野保育幼稚園課長　それでは、議案第33号、国分寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、事前に配付しております委員会資料を使って御説明申し上げます。また、議案に添付してございます改正文、それから新旧対照表につきましても併せて御覧いただければと存じます。

まず、本条例の改正理由についてでございます。本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を利用するゼロ歳から2歳までの第1子の利用者負担額を無償化するため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

委員会資料を御覧ください。第1子の保育料につきましては、3番のイメージ図にもお示ししており、国の制度で3歳児以降の全ての世帯及びゼロ歳から2歳児の住民税非課税世帯につきましては、既に無償化が実施されているところでございますが、それ以外の部分につきましては全額保護者負担となっております。

一方、東京都では少子化対策等の観点から所得制限のない保育料の無償化を段階的に進めており、多子世帯支援として令和元年10月に第3子以降、令和5年10月に第2子の無償化を実施し、当市におきましてもその内容に沿って対応してきたところでございます。

このたび東京都におきまして少子化対策のさらなる推進のため補助事業を拡大し、国が実施するまでの間、認可保育所、認定こども園、それから地域型保育事業を利用するゼロ歳から2歳児の第1子の保育料を令和7年9月より無償化することとなりました。これを受けまして、当市におきましても都の補助事業を活用してゼロ歳から2歳児の第1子の保育料の無償化を実施するため、保育料を決めている本条例の規定の一部改正をする必要が生じたというところでございます。

続きまして、改正の内容につきまして御説明させていただきます。改正文と新旧対照表を御覧ください。利用者負担額に係る特例の附則の第5項につきましては、現行、当分の間、第2子以降の利用者負担額を「0」とする内容になってございますが、これを「当分の間、第3条第1項第2号の規定の適用については、同号中『別表第1に定める額』とあるのは、『0』とする」といたしまして、第1子も含めまして当分の間、利用者負担額を「0」とする規定に改めます。

なお、施行期日については令和7年9月1日とし、改正後の規定は同月以降の保育料より適用いたします。本条例の改正を行うことにより、令和7年9月1日より、認可保育所等を利用する全ての子どもの利用者負担額が無償化されることとなります。

なお、今回の第1子保育料の無償化実施に要する経費につきましては、東京都の補助スキームで実施することになりますので東京都の負担となり、当初歳入として見込んでいた第1子の保育料の部分については東京都から補助が新たに入ってくる形になりますので歳入のところで動きがありますので、こちらについては、本定例会の補正予算で計上させていただいております。

今後のスケジュールにつきましては、条例改正、補正予算について議決いただきました後、システム改修等の作業を行いまして、令和7年9月から第1子の無償化を開始する予定でございます。対象となる方には利用者負担額の決定通知書にチラシ等を同封するとともに、市ホームページ等でも併せて周知を図ってまいります予定でございます。

説明は以上でございます。御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○皆川委員長 担当の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○松岡委員 御説明ありがとうございました。少子化対策の一環としてということで、無償化を少しずつ進めていただいているというところはとてもありがたく思っています。

御説明の中で聞き逃したかもしれないんですけども、対象施設がこちらには3つ書いてありますが、認可外保育施設等が含まれていないところがちょっと気になりました。こちらについて、何かありましたら教えていただけますでしょうか。

○桑野保育幼稚園課長 認可外保育施設等の部分につきましては、東京都の方針としては第2子無償化のときの考え方を踏まえて無償化の範囲とされているんですが、補助要綱等の詳細がまだ都から示されておりませんので、今後、その辺の補助要綱等が示されましたらその詳細な内容を確認いたしまして、当市として具体的にどういった対応をするのかといったところを検討させていただいて、今後、適切に対応していきたいと考えております。

○松岡委員 分かりました。都の方針では無償化の範囲にさせていただけるということで確認できて、よかったと思います。随時いろいろ手続等があると思いますけれども、進めていただけたらと思います。

もう一点ありますが、よろしいですか。

○皆川委員長 どうぞ。

○松岡委員 すみません。こちらに関して、補助の方法といいますか、保育所を利用している利用者についてですけども、保育料を徴収していかないということになるのか、それとも、今も進めていただいていますように償還払いにしていくのか、どのようなことを考えているかを教えていただけますでしょうか。

○桑野保育幼稚園課長 こちらは条例上利用者負担額を「0」といたしますので、令和7年9月以降の無償化後につきましては保育料を徴収しないという形で対応していく予定でございます。

○松岡委員 分かりました。ありがとうございます。周知もしていただけるということですので、必要な方に届いていきますよう、よろしくお願いいたします。

○木島委員 若干関連するんですけども、先ほどの前段の部分のいわゆる認可外の考え方なんですけれども、すなわち認証保育所のことですね。そのほかに私も確認しておきたいのは、地域型保育事業の中には家庭的保育というのは含まれているという理解でいいんでしょうか、そこを確認したいのと、あと、こ

ここで先ほど触れられた認可外は、認証のほかにもどういう施設が該当し得るのか、その辺を少し説明いただければありがたいと思います。

○桑野保育幼稚園課長　前段の御質疑につきましては、地域型保育事業の中には家庭的保育室、それから小規模保育施設、事業所内保育施設などが含まれます。ですので、家庭的保育室についても本条例の範囲内ということで、令和7年9月から無償化の対象というところでございます。

また、後段の御質疑につきましては、認証保育所以外ですと、都が想定しているのは、企業主導型保育事業であったり、あと都の指導監督基準の証明書の交付を受けている認可外保育施設といった施設が補助の対象範囲としているところでございます。

○木島委員　ということは、すなわち全ての方が対象になるという理解でいいんでしょうか。今の説明だと具体的な通知がこれから多分来るとは思うんですけども、そういう理解でいいんでしょうか。令和7年9月1日から全ての方が無償化になるという理解でいいのですか、一応そこを確認させてください。

○桑野保育幼稚園課長　都の補助事業の対象範囲としては先ほど申し上げたとおりなんですが、それを各自治体がどの範囲まで行うかというところは、全て都が10分の10の費用負担をしてくれるわけではなく、自治体の持ち出しが発生する部分もありますので、そういったところも踏まえて、第2子無償化のときもそうなんですけども、自治体それぞれの実情に合わせて補助の対象範囲を決めているところがございまして、近隣他市においても対象施設であったり、補助の上限額だったり、様々なところがございまして。当市におきましても、第2子無償化のときの考え方も踏まえつつ、今後出てくる都の補助要綱の詳細等も精査しながら、今後の対応については検討させていただきたいと思っております。

○木島委員　これは、東京都が本当に先行して全国的にも先駆けて行っている取組です。昨日の報道では水道料金についても、本当に東京都だからできるんじゃないかというような意見なんかも出ていますが、東京都が積極的にこういった子育て支援を国に先駆けてということでやってきていただいている部分もあるので、できる限り対象を広げてほしいなと思います。国分寺市で特に第1子のゼロ歳から2歳の方の部分で言えば、国分寺市も認可外の対象の方への助成制度がありますよね。これが1万円であると理解していたので、そことの影響というか、どのように整理されるのか、そもそも無償化であれば1万円とかそういう話でもなくなってくると思うんですけども、その辺をどのようにこの間、検討されてきているのかも含めて確認させていただきたいと思います。

○桑野保育幼稚園課長　現行ですとゼロ歳から2歳の第1子のところは、先ほど委員がおっしゃったとおり月額1万円の補助となっております。ただ、第2子無償化のときには都の補助事業を活用しまして、例えば認証保育所ですとゼロ歳から2歳の第2子については、市内の認証保育所の保育料の金額を踏まえて補助の上限を5万4,000円まで引き上げております。そのほか、企業主導型保育事業とかその他認可外保育施設についても、第2子については、都が10分の10の補助が出る部分については2万7,000円であったり、3歳から5歳のところは2万円を補助の上限として補助の対象としているような対応の経過がございまして。今回、第1子無償化というところで今後、都から詳細が示されますので、その内容を改めて精査させていただいて、第1子のところをどうしていくのかといったところにつきましては検討させていただきたいと考えております。

○木島委員　分かりました。でも、これはすごく重要なところだと思います。いよいよ9月から始まる取組になりますけども、少し前からこの話はかなり広がっていたと思うので、気にされている認可外の世帯、保護者の方が多くいらっしゃるということに鑑みて、国分寺市としてその理念に基づいたというか、今の

答弁は前向きな答弁と捉えています。具体的な進め方を期待して待ちたいと思いますけれども、全ての方が対象になり得るような仕組みにさせていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○星委員 関連ではありますが、先ほど10分の10全て出るわけではないと言った意味は、認可保育所は10分の10出るけれども、例として企業主導型は10分の8とおっしゃいましたか、施設によって東京都の補助の割合が違うという理解になるので、今後どこまで含めるかというのは検討するという意味でしょうか。

○桑野保育幼稚園課長 委員のおっしゃるとおり、認可以外の部分については、都が10分の10出ない部分がありますので、市の負担が生じる部分もあります。そこをどうしていくのかというところは、今後、具体的に検討していくというところでございます。

○星委員 詳細が今後だというので、その詳細はいつぐらいに出てくる見込みなんですか。

○桑野保育幼稚園課長 もうそろそろ出てくるというようには聞いております。

○星委員 そこではっきりするわけですが、例えば都の補助金を使って行っているひかり保育園と恋ヶ窪保育園で行っている定期利用保育事業は対象にする見込みなのか、それとも第2子以降は無償化ということが言われたんで前進しているんですけど、東京都の今の考え方で言うと第1子の部分でそこはどのような範疇になってくるのか、その辺りをお願いいたします。

○桑野保育幼稚園課長 東京都の考え方ですと、第2子無償化のときもそうだったんですけど、ひかり保育園と恋ヶ窪保育園で実施しております定期利用保育事業につきましても無償化の範囲の対象とするというところでございます。

○星委員 そういう方向であれば、すごく助かる人は大勢いるなと思います。確認できましたので、ありがとうございます。

○皆川委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 以上で質疑を終了いたします。

討論はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 討論なしと認めます。

それでは、これより採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○皆川委員長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

_____ ◇ _____

○皆川委員長 それでは、次に、**議案第40号 国分寺市立学童保育所条例の一部を改正する条例**についてを議題といたします。

担当より説明を求めます。

○山元子ども子育て支援課長 それでは、議案第40号、国分寺市立学童保育所条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

本案は、公設学童保育所の狭隘解消を目的として、第五小学校区に新たに公設学童保育所を設置することに伴い、国分寺市立学童保育所条例の一部を改正したいというものでございます。

お手元にご覧いただけます委員会資料、国分寺市立学童保育所条例の一部を改正する条例についてを御覧ください。

さい。このたび新たに設置いたします学童保育所は、旧権利擁護センターこくぶんじがいずみプラザに移転後、国分寺市社会福祉協議会より市に対し無償譲渡された建物に必要な改修を加え、第四日吉町学童保育所として整備するというものです。

当該学童保育所について、指定管理事業者による運営を予定しておりますところ、指定管理者の公募に先立ち、国分寺市立学童保育所条例について、新設学童保育所を追加する必要があることから、このタイミングで所要の改正を行いたいというものでございます。

次に、改正内容について御説明いたします。議案に添付しております条例の新旧対照表を御覧ください。国分寺市立学童保育所条例中、学童保育所の名称及び位置を定める別表第1（第2条関係）に、新設学童保育所の名称「国分寺市立第四日吉町学童保育所」と位置「国分寺市日吉町三丁目29番地24」を加えます。

施行期日につきましては、開所予定日に合わせ令和8年4月1日としております。

なお、令和8年4月1日開設の新設学童保育所の入所申請について、前年度中に入所申請の受付、承認、決定等を行う必要があることから、附則で経過措置を設けてございます。

第四日吉町学童保育所の定員につきましては、資料中、1の整備内容に記載させていただいておりますとおり30人とし、また、障害児につきましては、他の学童保育所と同様に各施設、小学1年生から3年生までを1人、4年生から6年生までを1人とする形で、本条例の一部改正に合わせて関係規則の規定の整備を行う予定でございます。

説明は以上となります。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○皆川委員長 担当の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○高野委員 御説明ありがとうございます。端的にお伺いします。これで第五小学校区の学童保育所の狭隘状況は解消されると見てよろしいのでしょうか、具体的に確認させてください。

○山元子ども子育て支援課長 第四日吉町学童保育所の開所後も、第五小地区の計4つの学童保育所の定員数の合計よりも在籍児童数が20～30名程度を上回るものではないかと見込んでおります。しかしながら、学童は全員が毎日登所するというものではないため、登所率に鑑みれば、第五小地区の狭隘は一定解消に近づくものと見込んでおります。

○高野委員 ありがとうございます。あと気になるのが高学年対応です。この現状についても確認させてください。

○山元子ども子育て支援課長 小学4年生の受入れに関しましては、民設学童保育所のうち定員に空きが出たところで受け入れるというのが原則になります。公設に関しましては、今後整備を進める中で定員について、定員と在籍児童を比較して空きがあるという所が出てくれば、そこから試行的に実施するという事で検討しております。

また現状、4年生以上の居場所というところですが、4年生限定のものにはなりますが、今年度からランドセル来館事業における4年生の受入れを開始しておりまして、こちらは市内の6児童館の合計で5月20日現在36名程度の利用がございまして、かなり利用が拡大しているというのが現状でございます。

○高野委員 ランドセル来館、児童館の利用については非常に少ないという話だったのですが、伸びてきているということを聞かせていただいて、よかったなと思います。

あと、担い手、スタッフの状況についてもちょっと確認させてもらいたいんですけど、学童保育所の非正規雇用の割合はどれくらいになるかというのを教えていただけますか。

- 山元子ども子育て支援課長　　すみません、こちらの非常勤職員の割合なんですけれども、非常勤職員は障害児の在籍がある場合に加配で配置するという方が多い関係で、なかなか施設ごとの割合を出していないんですけれども、ただ、こちらについては、きちんと適正な人数を配置できているということを実績報告書等で確認しております。
- 高野委員　　あと、地域柄、そういった非常勤の方には、主婦の方とか学生の方もいるという話を聞いたことがあるんですけど、その辺はどういった大学等から来ているのかということも教えてください。
- 山元子ども子育て支援課長　　非常勤職員に応募される方に関しては、なかなか丸1日働くということは難しいけれども、何らかの形で市の力になりたいとか、そういった志を持って応募してくださる方も多いです。当市の近くに教職課程のある東京学芸大学がございますので、そちらで将来教師を目指すような学生が多く応募してくださっているという現状がございます。
- 高野委員　　ありがとうございます。最後に、担い手不足問題というのは発生していないのかということを確認させてください。
- 山元子ども子育て支援課長　　必要な人数を配置できていると確認しております。
- 皆川委員長　　ほかに質疑はございませんか。
- 星委員　　狭隘状況の解消に向けてということで新たな学童保育所の設置ですけども、報告事項に人数もありますし、課長の御答弁にもあったので、人数的なことが緩和されるということは理解いたしました。
- その上で、日吉町の学童保育所が今、狭さの問題で抱えている現状みたいなもので、具体的にこういうものがあるから今度新たにできるので改善されていくというようなことで、市が把握している部分があれば教えていただきたいんですが、いかがでしょうか。
- 山元子ども子育て支援課長　　こちらの第五小地区につきましては、入所申請数の伸びというのが大きい地域でもございまして、もともと第五小の中に第一日吉町学童保育所というものが1つだけだったものを、比較的最近、第二、第三ということで新設しているんですけれども、造っても在籍児童数が定員数を大きく上回るという状況になってしまっているため、そちらを解消するために、また新たに施設を開所するというものでございます。
- 星委員　　本当に、狭さの問題があると、雨の日はみんな施設の中にいるので、学童保育所の先生たちもけがをさせないだけで精いっぱいだなんていう声もあるので、そういったことがこのことによって改善されていくといいなと思っていますし、そうやっていただきたいということであります。
- 場所なんですけども、学校の敷地内にある施設だと校庭で遊んだりできるじゃないですか。そういう意味でいうと、この新たな施設は第五小から離れた独立した地域なので、外遊びというか、その辺りのことは市としてどのように考えているのか。お庭がある土地でもないですし、駐車場はありますけども、その辺り、子どもたちの過ごし方という意味でお考えをお聞かせいただければと思います。
- 山元子ども子育て支援課長　　第四日吉町学童保育所と同様に学校から離れた位置にある泉町学童保育所については、学校が終わる時間に合わせて職員が校庭に赴いて、子どもたちと待ち合わせをして、学童保育所として校庭開放に参加するという方法を取っております。
- また、例えば第三泉町学童保育所とか民設の学童保育所では近くの公園に遊びに行くということで外遊びの機会を確保しておりますので、こちらの第四日吉町学童保育所についても同じような形で外遊びの機会を確保していきたいと考えております。
- 星委員　　そういう手法を取って、ここは目の前にも公園があつたりする場所でありますけれども、とに

かく市のほうも外遊びを保障できる体制、安全に外遊びができる体制というものを、ぜひ、お願いします。ほとんどの子どもたちにとっては、毎日のことですから、そういうことをお願いしたいと思います。

あと、すみません、今のお話で校庭開放に参加して、その場合は学童保育所の職員がいて、また学童保育所に連れて行ってくれるという方式を取っているところもあるということだと思いますが、校庭を使わないで近くの公園を使うということも想定されるという説明もありましたが、これは基本的に第五小から離れている学童保育所というのは、学童保育所に行くときは、第五小を出たら個々人が移動するような形が基本になるわけですか、それとも、それぞれが個々に学童保育所に向かうという形を想定していますか、安全な移動という意味で、その辺りをお願いいたします。

○山元子ども子育て支援課長 学童保育所への入所要件の一つとして、子どもが1人で来られるか、もしくは保護者が送迎する、保護者が指定した者が送迎するということがございます。なので、基本的には多くのお子さんは1人でいらっしゃいますが、ただ小学1年生の、入学して間もない慣れない時期に関しては職員が慣れるまでお迎えに行き、その児童の登所の安全を確保するという形で対応しております。

○星委員 分かりました。そういう配慮も考えていらっしゃるということです。

最後ですけれども、この第四日吉町学童保育所だけが離れた地域にあるということで、希望を出す場合は日吉町学童保育所全体へ申し込んで、どこに当てはまるのかは市のほうで決めるのか、それとも第四日吉町学童保育所を希望して、それで入所が許可されれば入れるということなのか、その辺の申込みの仕組み、あと在籍の仕組みについてお願いいたします。

○山元子ども子育て支援課長 第五小学校区の既存の3学童保育所は、委員がおっしゃるとおり全て学校敷地内にあるのに対して、このたびの新設学童保育所は学校から離れた所がございます。環境が異なるため、基本は申請者の御意向に沿った入所とすることを予定しておりますが、ただ施設間での偏りが大きくなったような場合には、調整のお願いをさせていただくという可能性はございます。

○星委員 分かりました。つまり、第四日吉町学童保育所がもし少なかった場合、第一から第三までが多かった場合はお願いすることもあり得るということですが、第四日吉町学童保育所については、そこを指名して希望するという形にするということですね、分かりました。

○皆川委員長 ほかにございませんか。

○松岡委員 指定管理者の公募について、改めて説明をお願いできますか。

○山元子ども子育て支援課長 指定管理の公募に関しましては、まずは第四日吉町学童保育所単独で公募する形となります。ただし、児童館、学童保育所については幾つかの施設をグループ化して、グループ単位で公募を行っておりますところ、この第四日吉町学童保育所も次の公募からは第一から第三の日吉町学童保育所の属するグループに組み込むことを予定しております。その関係で、指定期間の終わりを当該グループの終わりに合わせる形でこのたびの公募を行う予定でございます。

○松岡委員 すみません、詳細にありがとうございました。理解できました。

もう一点だけ別件で確認させていただきたいんですけれども、改修が必要な修繕をされるということでしたが、これまでの以前の議事録などを見ていると避難経路の2方向避難の確保だったり、出入口や床面、あと防音対策などを考えていらっしゃるということでしたけれども、こちらについて変更などはありますでしょうか。

○山元子ども子育て支援課長 必要な2方向避難とか、あとは防音措置といったものは行う予定で設計いたしております。

○皆川委員長　　よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○皆川委員長　　以上で質疑を終了いたします。

討論はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○皆川委員長　　討論なしと認めます。

それでは、これより採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○皆川委員長　　全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



○皆川委員長　　次に、**議案第41号 社会福祉法人に対する助成に関する条例の一部を改正する条例**についてを議題といたします。

担当より説明を求めます。

○小峯地域共生推進課長　　それでは、議案第41号、社会福祉法人に対する助成に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

本案は、社会福祉法人に対する助成の終了に伴い、別表の規定を整理するほか、文言を整理するため、条例の一部を改正したいというものでございます。先ほど御審査いただきました議案第40号でも、説明の中で触れさせていただきました旧権利擁護センターの土地について、関連しているものでございます。

資料を御用意させていただいております。条例改正の契機・概要になります。新庁舎移転に伴う福祉機能について、庁内の関係部署との連携を図るため、国分寺市社会福祉協議会へ委託している相談対応等一部事業を、いずみプラザに集約することにより、新庁舎と連携したワンストップによる支援にて市民サービスの向上を図りました。令和7年5月7日付で移転した事業には、市が日吉町の土地を用地貸付けしていた権利擁護センターこくぶんじ（権利擁護事業）があり、事業受託者である国分寺市社会福祉協議会への用地の貸付けが不要となったため、土地無償貸付契約を解除し、条例別表の助成内容を整理するというものです。

また、同別表内の他の法人についても現況に合わせ整理し、その他、所要の改正を行います。

2の主な改正点になります。（1）権利擁護センターこくぶんじの機能移転に伴う社会福祉協議会への用地貸付けの削除。（2）その他の社会福祉法人に対する助成内容の助成期間の満了に伴い、助成の決定内容に係る記載の一部を削除するものです。

一部改正条例の附則について、施行日については公布の日とさせていただきます。

新旧対照表を御覧ください。別表につきましては改正後として、先ほど御説明させていただいた助成が終了している社会福祉協議会への用地貸付けのほか、各社会福祉法人が社会福祉施設の用地取得や建設に際して借り入れた借入金の償還に合わせて助成期間を決定していたものなどについて、助成期間が満了していることから削除するというものです。また、第1条及び第4条では文言整理として所要の改正を行っております。

説明は以上となります。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○皆川委員長 担当の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○木島委員 2の主な改正点の(2)の、今、課長からも説明があった部分なんですが、私もこれは以前からちょっと気にはなっていたんです。何か実態と合っていないとか、そういう違和感もあったので、今回は権利擁護センターこくぶんじの移転に伴って整理する上で、合わせて整理するという事で、ここは理解したいと思います。今後もこういうタイミングで一括でというのもあるとは思いますが、適宜、必要なときに、改善を図っていただければありがたいという印象を持ちました。

それと、あとは社会福祉協議会の前段の冒頭の説明で移転に係る件で、基本的には具体的にはこれからいろいろな部分が分かってくるのかなという切替えのタイミングなので、まだいろいろ判断するのは難しいと思うんですけども、権利擁護センターもそうなんですけども、福祉センターに社会福祉協議会の機能があったものが、いずみプラザにも一部移転しているという理解でいいんですね。その辺のすみ分けをどのようにされたのか、また福祉センターは、本来、本当は個人的な印象としては、より、いずみプラザのほうに全て集約するという選択肢はなかったのか、その辺の整理された背景とか、現状について確認させていただきたいと思います。

○小峯地域共生推進課長 社会福祉協議会の今回の移転につきましては、相談業務等を市が委託している事業がございます。例えば自立生活サポートセンターこくぶんじ、また地域福祉コーディネーター、それから権利擁護センター、こちらの相談業務を庁舎で一体的に行うという市民サービスの向上という観点から、委託事業を集約、移転させたというところにあります。今、木島委員からお話がありました社会福祉協議会という組織として見ますと、確かに福祉センターに残っている機能もございます。こちらについては、社会福祉協議会を運営する機能として本体として残っているというところになっておりますので、もちろん福祉センターでの相談を御希望する方につきましては、福祉センターでも対応できるようにはしておりますが、現時点についてはそのような整理になっております。

○木島委員 分かりました。そういった地域に今まで根づいている部分もあるので、今の説明で理解する部分もあったので、しっかりと相談支援が必要に応じて今の戸倉の場所でも受けられるということについても、今、理解しましたので、承知しました。また今後の経過等についても、私自身もしっかりそれぞれに足を運んで見てみたい、いろいろ確認していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○皆川委員長 ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 では、以上で質疑を終了いたします。

討論はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 討論なしと認めます。

それでは、これより採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○皆川委員長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で議案の審査を終わります。一定時間が経過しましたので10分程度休憩といたします。

午前10時28分休憩

午前10時40分再開

○皆川委員長 それでは、休憩を閉じまして委員会を再開いたします。



○皆川委員長 続きまして、報告事項を受けたいと思います。

報告事項 1 番 **定額減税補足給付金（不足額給付）**について、報告をお願いいたします。

○伊東生活福祉課長 それでは、報告事項 1、定額減税補足給付金（不足額給付）について、報告いたします。資料を御用意しておりますので、資料に沿って説明させていただきたいと思います。

資料No.1、1の概要についてです。内容は記載のとおりとなっておりますが、令和6年8月より給付を開始した定額減税補足給付金（当初調整給付額）の算定に際し、この部分に関しましては、令和6年第2回定例会本委員会にて報告させていただいております。令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定した後に、本来給付すべき所要額（不足額給付時調整給付所要額）と、当初調整給付額との間で差額が生じた場合（不足額給付）や、本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向けの給付の対象世帯にも該当しなかった場合に、給付を行うというものとなっております。

続きまして、2の対象です。こちらは、まず、本市で令和7年度住民税を賦課している方が給付の対象となります。

（1）不足給付額Ⅰにつきましては、以下の①または②のいずれかに該当する方であって、令和7年の不足額給付時調整給付所要額が令和6年の当初調整給付額を上回る方となっております。①は所得税、②は個人住民税所得割に関わるとなっております。

（2）不足額給付Ⅱにつきましては、定額減税の対象外であり、税法上の扶養親族とならず、低所得世帯向け給付金の対象世帯でない、いわゆるこれまで非課税等の給付事業の対象とならなかった者となっております。

続きまして、3の予算です。これは予定ではございますが、まず、歳出につきましては（1）と（2）を合わせまして1億9,590万円と5,000万円の計2億4,590万円を事業費として計上し、事務費の3,110万7,000円と合わせまして合計2億7,700万7,000円となっております。歳入につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金10分の10と同額となっているところでございます。

続きまして、4の給付開始時期（予定）についてです。こちらにつきましては、令和7年8月中を予定として準備を進めているところでございます。

5の給付方法につきましては、まず（1）公金受取口座及び給付実績口座の情報を把握している場合につきましては、プッシュ型で振込を予定しております。こちらは令和6年度と令和7年度の両年度が本市、国分寺市で課税されておまして、なおかつ口座情報を把握している場合となっております。

（2）は（1）以外となっております、確認書、申請書による振込です。こちらは、主には口座情報がない、当市で把握していない場合や、令和6年度は他市で令和7年度は当市という転入者の場合でございます。転入者の場合で令和6年度の課税情報と当初調整給付額の把握ができていない方となりますので、申請期限は令和7年10月31日までとする予定であります。

6の広報等につきましては、（1）から（3）に記載のとおりで進めていきたいと思っております。

最後、7の参考です。こちらは対象者のイメージとしております。まず、不足給付額Ⅰにつきましては、

2の対象で御説明しました不足額給付Ⅰを表したものとなっております。

不足額給付Ⅱにつきましては、補足的に説明させていただきますが、こちらは一例でございます。まず、国分寺市内で夫と妻の2人世帯が個人商店を営んでいるケースといたしまして、妻は夫の事業専従者、給与収入50万円。こちらは100万円未満となることから、収入だけで捉えれば非課税となります。ただし、夫が妻を事業専従者としているため、税法上、扶養親族としては認められておりません。したがって、妻は非課税でありながら定額減税の扶養対象や非課税世帯等への給付の対象とならなかったため、この妻に対しまして不足額給付を給付することとしております。所得税分として3万円、個人住民税所得割分として1万円、計4万円を給付するというようになっております。

○皆川委員長　以上で報告が終わりました。質問のある方は挙手を願います。

○木島委員　去年の段階である程度こういうように、この辺りでこういった対応がまた必要になるということはあらかじめ承知していたつもりでしたが、ただ、かなり今、丁寧に御説明いただいたんですけども、まだまだ十分細かいところが難しいというか、分からないところもあるなという印象もあるんですけども、いずれにせよしっかりと、対象になれる方に行き届くことが必要だということは言うまでもないんですけども、それで、5の給付方法の(1)は分かったんですが、(2)の進め方は、そもそもこの(2)の対象というのはどれぐらいいらっしゃるかというのは想定されていますか。

○伊東生活福祉課長　まず、転入者も含めてということになっておりますので、実際にどのくらいになるのかというのは、今後のシステム改修を行った後に対象の世帯を絞り込んでいくという状況になってくると思います。ただ転入者に関しましては、令和5年度の実績を事務報告書から見ますと8,426件の方が転入されておりますので、かなりの人数の対象者、転入者がいると想像しております。ですので、まず転入者がどの程度いて、どの程度の税情報をこちらで把握することができるのか、あるいはそれを踏まえて定額減税補足給付金の調整給付、令和6年8月にどの程度の給付を受けているのかと、この2つをこちらのほうで十分精査する必要がありますので、一定程度作業に時間を要するとは思いますが、その方々が対象となる、対象とならない、そこら辺もしっかり踏まえて適切、正確に進めていきたいと考えております。

○木島委員　その上で、把握された段階で、確認書というのはどういうものなのでしょうか。申請書というのは当事者の方から市に申請していただくものと思うんですけども、確認書の説明をお願いします。

○伊東生活福祉課長　まず、冒頭申し上げましたプッシュ型という方がいらっしゃいます。こちらにつきましては、先ほど申しましたとおり令和6年度、令和7年度の全ての課税情報を当市で把握している方、なおかつ、口座情報が登録されてある方については、全てプッシュ型で対応できると考えております。

あと、確認書につきましては、口座情報がない、こちらで把握することができない、登録がない方についてですが、一定の課税情報については把握できていて、対象者としては把握できていて、ただ課税情報がないために、こちらで把握できていないために確認書を送付して、口座情報をこちらで登録するという状況です。

申請書につきましては、転入者につきましては、先ほど申し上げたとおり課税情報と調整給付の金額を把握するための情報を我々では持ち得ておりませんので、申請によってそこを整理させていただくということでございます。

○木島委員　分かりました。いずれにせよ確認書は対象者には送られるものであるということですね。だから、そこで初めて知る方もいらっしゃるかもしれないんですけども、分かりました。

ただ、結構システムの関係等もあるんでしょうけども8月中には給付が開始されて、なおかつ申請期限

が令和7年10月31日までですから、この一、二か月の作業というのもかなりいろいろ大変かと思うんですけども、いずれにせよそこをしっかりと対応していただきたいなと思います。

それと、これについて今後、例えばホームページ等で周知というのは、プッシュ型の人も含めた市の広報体制はどのように考えられているのか、確認させてください。

○伊東生活福祉課長 広報につきましては資料の6でお示ししているところではありますが、まず、従前の給付のときは、課税か非課税というフラグで判定することが可能ではあったんですが、今回のケースにつきましては、所得税や所得割の各税額、あるいは事業専従者給与、あるいは当初調整給付額などの複数のデータが必要となりますので、対象となるか、ならないか、なかなか本人でさえ分かりづらいというようなことが推測されると考えています。そのため、ホームページにおいてはQ&Aあるいはイメージ図などを活用して、丁寧な掲載を進めていきたいと考えております。

○木島委員 ぜひ、お願いします。Q&A、また分かりやすい図というんですか、例えば横浜市は少し確認できたんですけども、例えば令和6年中に、6年度中ということかな、例えば、子どもが生まれたことで扶養親族が増えた場合などが対象になりますよとか、あるいは、学生の方の就職であったり、また、令和5年度の所得はないけれども令和6年度は発生しているケースとか、分かりやすいそういった例を示して、「あっ、これは自分だな」というようなことが分かり得るように先行して周知していただいている自治体なども参考にしながら、分かりやすい広報に努めていただきたいなと思いますので、一言見解だけいただいて終わりたいと思います。

○伊東生活福祉課長 まず、他市が既に掲載されているホームページ等も、私も含めて担当と確認させていただいて、よりよい分かりやすいイメージ図、先ほど委員からありました大学生になって就職したとか、扶養親族が増えた場合とか、様々なケースをできる限り分かりやすくホームページに掲載できるよう、今、準備を進めているところでございます。

○皆川委員長 よろしいですか。
ほかに質問はありませんか。

○高野委員 私からは、日本語を母語としない市民にも、英語などの多言語でなるべく分かりやすい通知のお願いを何度かしてきたんですが、お聞きしたいことなんですけども、去年8月の当初調整給付のときの対象者人数と、外国籍の方の割合について教えてください。

○伊東生活福祉課長 先ほど申しました当初調整給付の対象者については約1万1,000件が対象となっておりました。そのうち約1%が外国人ということで把握しております。

○高野委員 1万人の1%ということで100人くらいと、一定程度いらっしゃるということを理解いたしました。それで、その場合の通知の表記について、何か工夫されたこと等があれば教えていただけますか。

○伊東生活福祉課長 委員から、この件に関しましては御意見をいただいているところでもございます。これまでの表記は封筒に「大切な書類です」という表現であったんですが、今回からは「重要 給付金のお知らせ」という記載にしまして、給付金の書類が入っていることを具体的に表現することで、より封筒を開封してもらう工夫を予定しております。もちろんこれは英語表記でということでございます。

○高野委員 その英語表記は、具体的には英語で何と表記したのでしょうか。

○伊東生活福祉課長 英語表記では「Important Notice on Cash Handout」という表記でございます。

○高野委員 これまで求めてきたキャッシュというのがちゃんと入ったということで、前進したなと思い

ます。ありがとうございます。昨今、外国籍住民の方の犯罪報道とかいろいろあると思うんですが、逆にそうした折だからこそ、しっかりと自治体として外国籍市民が、日本語が分からないことによるミスコミュニケーションとかが発生しないように丁寧に進めていただければ大変幸いです。よろしく願いします。

○皆川委員長 よろしいですか。

ほかに質問はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○皆川委員長 ほかにないようですので、報告事項1番を終了いたします。



○皆川委員長 それでは、報告事項2番 **医療費助成オンライン資格確認システム対応（PMH）**についての御報告をお願いしたいと思います。

○山元子ども子育て支援課長 それでは、報告事項2番、医療費助成オンライン資格確認システム対応について、御報告いたします。資料No.2を御覧ください。

本件は、健康保険等の公費負担医療の分野で先行しております医療機関受診の際のマイナンバーカードを用いたオンライン資格確認について、医療費助成の分野においても開始になるというものです。オンライン資格確認の仕組みについて簡単に御説明いたしますと、まず、市は保有する医療費助成に係る資格情報を、医療情報等を自治体や医療機関、対象者間で連携するPMH（Public Medical Hub）と呼ばれるシステムに登録いたします。受給者、市民は、医療機関を受診する際にマイナンバーカードを持参し、顔認証または暗証番号認証を行った上で、自身の資格情報を利用することに同意をいたします。それにより、本人からの照会である旨の電子証明書を附帯した状態で医療機関のシステムからPMHに市民の医療情報に係る資格の照会がなされ、PMHでは電子証明書の機能で不正な照会ではないということを確認した上で資格情報を提供するという流れで、医療費助成に係る資格情報の確認がオンラインにおいて可能になるというものです。

なお、開始時期は令和8年4月を予定しておりますところ、当該事務を開始するためには自治体が保有する医療費助成に係る資格情報をPMHに登録を行う必要があります、そのためのシステム改修費214万5,000円を本定例会に予算計上しているため、このタイミングで御報告するものでございます。

オンライン資格確認の対象となる医療費助成事業は、資料中の4に記載の6事業になり、①から④が子ども子育て支援課の事業、⑤と⑥が障害福祉課の事業となります。事業ごとの受給者数は、表中右側に記載のとおりでございます。

医療助成に係るオンライン資格確認が開始となりますと、これまでマイナンバーカードに加えて紙の受給者証を持って受診する必要があったものが、マイナンバーカード1枚で受診が可能となり、紙の受給者証の持参忘れによる自己負担の発生等を抑止することができるというメリットがございます。なお、利用にはマイナンバーカードを健康保険証として利用する登録を行っていることが前提となり、また、オンライン資格確認開始後も紙の受給者証の発行は継続いたします。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○皆川委員長 報告が終わりました。質問のある方は挙手をお願いいたします。

○松岡委員 御説明ありがとうございました。紙の受給者証の持参が不要となって、マイナ保険証の持参により受診ができる、助成されるということだと思えますけれども、この効果のところに、これまで持参

忘れ等によって自己負担が発生していたということを抑止できると書かれてありますが、今までの正確なデータがあるわけではないと思うんですけれども、これまでの持参忘れによる自己負担の発生状況であったり、医療機関による誤入力によって自己負担などが発生していたところの市民の実情であったり、声などは把握されているのでしょうか。

○山元子ども子育て支援課長 紙の受給者証を持参しないで病院に行ってしまったという場合は、病院によつては、例えばレセプトの請求の締めの前に受給者証を持ってくれば、その場で返金対応してくださるようなところもございますが、受給者証がなかったりとか、あとは締切り直前であつて間に合わなかったというような場合には、後日、市に一旦自己負担した分を御申請いただくような形となります。そちらがどれぐらいあるかという件数は把握しておりませんが、ただ実際として全くないというものではございません。

○松岡委員 詳細の具体的な例も挙げていただき、分かりました。

この裏面にも参考資料として載せていただいております全国医療情報プラットフォームについてですが、医療DXということだと思いますけれども、業務の効率化であったり、リアルタイムでのいろいろな医療に関する情報共有などができるところは確かにあるのかもしれないと想像はできる一方で、マイナ保険証によるシステムの不具合や有効期限切れについてのことも指摘されていたりとか、あと、ひもづけの誤り等が言われていたということがあると思います。また情報漏えいについての懸念なども引き続き続いているというところがありますので、こちらと一緒に進めていくのであれば、並行してこういったことについても考えていく必要はあるかなと思っています。

また、お聞きしたいんですけれども、この紙の受給者証の発行は継続ということで、現在は半年に一度発行されていると思うんですけれども、こちらの変更はあるのでしょうか、教えてください。

○山元子ども子育て支援課長 PMH対応後も紙の受給者証の発行を行う必要があるということは、国の見解として示されておりますが、それがこの先ずっとなのか、いずれ廃止になるのかということは現段階では言及されておらず、また、更新のペースについては従来と変わるものではございません。

○松岡委員 分かりました。変更はないということです。こういった対応が始まっていくと、紙の受給者証が使えないかもしれないというように混乱する市民の方も一定いらっしゃるのではないかなと考えますので、引き続き紙の受給者証も使えるということも周知していただきたいと思いますけれども、こちらについてはいかがでしょうか。

○山元子ども子育て支援課長 制度開始の際には、ホームページ等で適切に広報してまいります。

○高野委員 この施策については国からの要請であろうと理解しておりますけれども、費用についてなのですが、マイナ保険証の機能アップのためだと思うんですが、市費は出ないということなのですが、⑥については市の持ち出しになるということですか。

○宮外障害福祉課長 委員のおっしゃるとおり、⑥につきましては国の補助2分の1のみでございます。

○高野委員 全額国と都ではないということで、一部は市の持ち出しもあるということが確認できました。私も、今、松岡委員からもあったように紙でもできるということはしっかり周知してほしいと思いますので、私からも要望して終わりたいと思います。

○皆川委員長 ほかに質問はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 ほかにないようですので、それでは、報告事項2を終了いたします。



○皆川委員長 次に、報告事項3番 国分寺市地域包括支援センターの安定的な運営の確保について、御報告をお願いいたします。

○土井地域包括ケア担当課長 それでは、国分寺市地域包括支援センターの安定的な運営の確保について、御報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

国分寺市地域包括支援センター運営協議会の諮問、答申についての御報告になります。資料を3点御用意しております。資料No.3-1は令和7年3月3日に開催されました令和6年度第4回国分寺市地域包括支援センター運営協議会における諮問第2号になります。資料No.3-2は令和7年4月24日、今年度第1回国分寺市地域包括支援センター運営協議会における答申第1号の資料になります。資料No.3-3は諮問事項の説明資料となっております。

最初に、各センターの配置の状況を御説明させていただきたいと思います。市内に6センターございまして、各包括支援センターには常勤職員6名が配置されているという状況になってございます。その配置の職員ですが、保健師または看護師、それから社会福祉士、主任介護支援専門員、介護予防のケアプランを担当する介護支援専門員、認知症地域支援推進員、それから生活支援コーディネーター、この6名が専門職員、常勤職員として配置されております。それから、今年度から介護予防支援等の人員体制を強化いたしまして、ケアマネジメントを担う人材を非常勤で配置できることにしております。センターの現状については以上です。

次に、今回の諮問と答申の御説明をさせていただきます。今回の経緯についてですけれども、市民にとって非常に重要な窓口機能を果たしております地域包括支援センターなんですけれども、現状、業務の質、量ともに増加してきているということがございます。それから、人材の確保、定着であったりとか、業務の効率化、負担軽減につきましては、前期の運営協議会からも答申の中で、継続してこちらの検討を図っていくという形で続いている内容となっております。

今回の諮問、答申につきましては、その方策の一つとしまして、窓口の開設時間の見直しについてお諮りいたしました。諮問の際に資料No.3-2を説明資料として御説明いたしましたので、そちらを御覧ください。こちらは地域包括支援センターの国や市の現状について御説明した資料となっております。

それから、近隣市の状況も諮問の前に調査させていただきまして、その調査結果は資料No.3-3に載せさせていただいております。その際、安定的な運営を図ることを目的に、見直し案としまして、平日は現在、午前8時30分から午後7時まで開設しておりますが午前9時から午後5時まで、土曜日は午前8時30分から午後5時のところを午前9時から午後5時までと提案させていただきまして、答申におきまして、市の現状や社会情勢を踏まえて妥当とした内容で答申をいただきました。変更の時期は令和7年10月1日を予定しております。

令和7年4月24日に答申いただいた内容が資料No.3-2で、国分寺市地域包括支援センター運営協議会の答申第1号です。答申の内容としましては、窓口開設時間の現状は日中の時間帯に相談が多く、午後5時以降の相談件数は非常に少ない状況となっております。そちらの御確認をいただきました。

それから、多摩26市の状況につきましては、平日の閉庁時刻は午後5時台が20自治体あったということを確認した上で、センターの業務がさらに増大することが見込まれています。相談の多い時間帯が日中になりますので、そちらのほうで事業の運営に人員を効果的に配置し、安定して業務体制を確保する必要があるとの答申をいただいております。それから、土曜日の状況は、今後予約制を導入しながら、動向を確

認しながら検討を継続するということとなりました。

また、附帯意見としましては、一定の周知期間を設けまして、丁寧に市民の皆様や関係者の方への周知に努めて、さらに地域包括支援センターの業務負担軽減につきましては、当運営協議会で継続的に協議をしている経過がありますので、引き続き検討を継続することを求めるとされております。

報告は以上となります。よろしくお願いいたします。

○皆川委員長　報告事項3番について、報告がございました。資料No.3-1、3-2、3-3とありますので、よろしければ資料に沿って質問していただければと思います。質問のある方は挙手にてお願いいたします。

○高野委員　御説明ありがとうございます。では、資料No.3-1に基づいて、2ページは、今おっしゃったとおり業務量が過重になっているのではないかとということだと思っておりますけども、質問としては、各センターから増員の要望というのは出てないでしょうか。

○土井地域包括ケア担当課長　先ほど御説明で少し触れさせていただきました負担になっている業務としましては、介護予防支援等の事業が業務負担となっております。これは国分寺市に限らず、国の調査におきましても本来の業務に支障が出るような状況もあるということも出ておりまして、その要望というか、その負担軽減につきましては、今年度から非常勤職員で介護予防支援の事業を担当する職員の配置をしたところでございますので、現状、4月からもうその体制が取れております。ですので、現状としては今、要望としては伺っていない状況となっております。

○高野委員　非常勤の方は2名でしたか。

○土井地域包括ケア担当課長　非常勤の職員を各センターに1名配置しています。

○高野委員　失礼しました。ありがとうございます。非常勤の方1名ということなんですけども、業務量を減らさざるを得ないということは理解いたしますし、ただそれと同時に正規雇用を増やすことも考えてはどうかと思うんですが、それについてはいかがでしょうか。

○土井地域包括ケア担当課長　現在、センターの管理者の方とも常に話し合いをしておりまして、採用についても、いろいろ法人で御事情があると伺っております。今、一番、非常勤は多様な採用の仕方が柔軟にできることが法人にとってもメリットがあるということで、今回、非常勤という形を取りましたけれども、今後は、常勤が必要であれば検討していきたいと思っております。

○高野委員　今朝のNHKでも就職氷河期世代で非正規雇用で、もう人生に希望が出ないという大きな社会問題になっているので、ここは従来型の非常勤で追加して、びほう的な対策を取っていくというよりは、正規の職員をしっかりと増員するという考え方をぜひ、取り入れていただきたいなということで、これは要望でとどめたいと思っております。

○皆川委員長　ほかに質問はございませんか。

○木島委員　今回の一連の今の御説明で地域包括支援センターを取り巻く状況というか、本当に大変な中で業務を担っていただいているんだということを改めて感じたところでもあります。その上でこの答申の考え方については一定理解したいと思っておりますし、少しでも業務負担を軽減していく取組を本当に考えていかなきゃいけない時期に来ているんだということを感じているところです。

ただ一方で、今回、窓口の開設時間が縮小ということになるかと思います。平日で言えば午前8時30分から午後7時が午前9時から午後5時ということと、土曜日についても予約制という方向に答申も出ているところです。その上でなんですけども、今回、私もこの介護の課題について質問する中で、地域包括支

援センターの業務についても少し質問をさせていただく中で、相談支援の部分で、市民にとっての最初の入り口として地域包括支援センターが果たす役割が本当に大きいと感じています。今回、例えばケアラー支援という観点で、例えばビジネスケアラーの方の課題であったりとか、そういったことを鑑みると、確かに夕方以降の相談は少ないという現状があるんですが、一方で介護者、要するに御家族の方の相談支援というか、現役世代の方の相談に行くタイミングというんですか、そういった部分で午後7時までやっている、また土曜日についても開所していただいているということは、非常に大きな安心感であったことは間違いないと思うんです。その部分について、今の社会状況の変化ということもある中で、どのように今後進められていくのか、考え方を確認しておきたいと思います。

○土井地域包括ケア担当課長　　今、御質問いただいた内容は、諮問の際も議論いただいたところになっております。現状は午後5時以降は相談件数が非常に少ないということと、委員の皆様も御自身に当てはめて、夜間に相談するということは、会社が終わってから行くというのなかなか実際に難しいと、どうしても昼休みに相談したりということもあります。センターの職員からも現状についてお答えさせていただいたんですけれども、ケアラーの方、お仕事を持って何か手続や御相談がある際は、今はメールが多くなっているということで、そこは御都合に合わせてメールで相談いただいて対応しているという現状を共有させていただいております。

あと、それ以外にも柔軟に相談は受け付けていきたいということと、緊急の場合は対応できるということで、プラスして、今回、土曜日は完全に予約制という形を取るわけではなくて、一部導入を試みていきたいと思いますという答申になっております。また、平日の窓口開設時間変更の影響も見えていく必要があると考えておりますので、もしかしたら平日の夜間の分が土曜日に市民の方のニーズが高まってくるといったことも考えられますので、一定期間そこは慎重に行っていきながら判断していきたいと考えております。

○木島委員　　分かりました。あと、冒頭の説明と、今の高野委員との質問の中でも出た地域ケアマネジメントを強化するという観点での取組について、人材の確保が課題だということも今回の一般質問で確認させていただいて、このテーマは今年度の施政方針でも触れられているテーマなんです。特に要支援者の介護予防支援に関するということが、本来であれば居宅介護の事業所でも委託することが可能なんだけれども、居宅介護の事業者もなかなか今は大変な状況があって、事業者も少し減ってきているという状況もあるという中で、結果として地域包括支援センターに負担がかかっているということを、真剣に受け止めていかないといけないので、そういった部分で業務が増大しているということは承知しました。

なので、地域包括支援センターのみならず、先ほど言った居宅介護事業所への対応というの、これからそういった意味で事業をしっかりと継続していただくための努力と併せて、介護の分野では国分寺市にとっても喫緊の大きな課題なんだろうと思いますので、総合的な部分でどのように取り組まれていくのか、改めて見解を求めておきたいと思います。

○土井地域包括ケア担当課長　　今いただいた御意見に対しましては、介護支援専門員の人材がなかなか確保できないというのは国や都でも課題に思っております。当市もずっと横並びで目立って減ってはいないんですけれども、増えてはいない状況かなと認識しております。人材の確保につきましては、定着であったり確保であったりというところは、研修であったりとか連絡会であったりとかの定着していただけるような支援、それから昨年度から開始しました法定研修の補助に関しても、現状、様々取り組んでいる状況ではあります。法定研修の際に研修せずにケアマネジャーの方が退職というか、資格の更新をされないという現状もございますので、そういったところも防ぎながらということと、それからサービス事業所の課

題もあると認識しております。また市内のそういった事業所とも課題の共有を改めてしていきながら、対応していきたいと思っております。

○星委員 資料No.3-1で、今の木島委員の述べられていたところなんですけども、居宅介護支援事業所の減少が地域包括支援センターを大変にしている一つの要因となっていると。居宅介護支援事業所って、ケアマネが訪問介護ヘルパーを派遣するところですよ。そこが減少すると、地域包括支援センターが、具体的にどういうふうに困ってしまうのか。すみません。そのところをお願いいたします。

○土井地域包括ケア担当課長 居宅介護支援事業所は、介護支援専門員、ケアマネジャーが所属している事業所になります。現在、要支援の方に対するケアプランの作成も、業務委託を地域包括支援センターから居宅介護支援事業所にできることになっております。

ただ、要介護の方ですね。要介護1の方から5の方まで、そちらの業務が非常に忙しくなってくると、地域包括支援センターの要支援の方のケアプランの委託がなかなか受けられないというふうになります。そこで、現状、高齢者の方も増えておりますので、地域包括支援センターでの要支援者の方へのプランの件数が伸びてきている状況でございましたので、今年度から、その体制を強化できるように、予算を計上させていただいて、実際にもう配置をしていただいているという状況になっております。

○星委員 高野委員の言われたこと、つながりました。頼むところがなくなっていて、地域包括支援センターで要支援者のケアプランをつくらざるを得ないということが多忙化の一つの要因ということで御説明いただいているということで、具体的に分かりました。ありがとうございます。

あと、資料No.3-3の関連なんですけども、要するに、木島委員が心配されていましたが、会社が終わってから相談に行く人のこととかを心配されていました。そこは様々な対応を行っているということは分かったんですけども、夜間はそんなに需要がなかったということで、もともと需要がなかったのを、実情に合わせて閉所時間を繰り上げていって、午後5時で終わるということなんですけども、結局、シャッターを閉めて中で残業しているという。もともとそんなに需要がなかったのを、この地域包括支援センターの負担の軽減につながっていくのかどうか。やれることという意味で、今回こういう答申が出たというのは理解できるんですが、もともとそんなになかった仕事で、まず、そこを時間に合わせたということが、どれぐらい地域包括支援センターの人たちにとっての負荷軽減になるのか、その辺りお願いいたします。

○土井地域包括ケア担当課長 平日は午後7時まで窓口は開設をしておりましたが、実際の相談というのが非常に少なかったということを確認しております。

それが地域包括支援センターの人員の方への業務負担につながるかということについて、今回、諮問の協議の中でも、その点は出たところになるんですけれども、地域包括支援センターは、様々な相談を受けております。多職種が所属しておりますので、各職種の特性に応じて、立場から、チームでケアをしていく、支援の方針を決めていく、そういった一定の職員がきちんと集まって方針を立てる場であったりとか、委託をしている各事業を進めるに当たって、事業の準備、あとミーティング、そういったことが、午後7時まで必ず誰かが残るというふうになりますと、勤務時間をずらすという形になると、あと土曜日は今後も続けるんですけれども、土曜日に出勤しますと、平日に代休を取ることになります。それが午後5時まで、一律に職員がそこに配置をすることで、午前8時30分を午前9時にすることによりまして、一定の打合せであったり、方針を決める緊急の案件にも対応していける、そういった意見もありました。それから日中に人員を厚くすることで、事業に参加できる、相談にも対応できるということで、そこは効率的に従事できるのではないかとということで議論をしておりますので、その方向性で行ってほしいという

のが今回の答申の内容となっております。

○皆川委員長　ほかに質問はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○皆川委員長　では、ほかにないようですので、報告事項3を終了いたします。



○皆川委員長　それでは、報告事項4番 **保育所の入所及び待機児童の状況について**、お願いします。

○桑野保育幼稚園課長　それでは、報告事項4番、保育所の入所及び待機児童の状況につきまして、御報告させていただきます。

資料No.4を御覧ください。

まず、保育所の入所申込者の状況についてでございます。こちらは各年度の4月1日入所の申込者数でございます。新規申込者数につきましては857名で、前年度と比較いたしますと51名の減となっております。また、継続利用を含んだ全体の入所申込者数につきましても3,489名で、前年度と比較して同様に減少してございます。

次に、待機児童の状況についてでございますが、こちらは国が定める待機児童調査要領に基づいて集計した数字となります。旧定義と新定義の待機児童数を掲載してございます。

旧定義と新定義の用語の説明でございますが、旧定義における待機児童につきましては平成28年度まで適用されていた考え方で、認可保育所に入所の申込みをしたが、定員に空きがなく、入所保留となっている児童のことをいいます。平成29年度から適用されている新定義での待機児童は、国の調査要領に基づきまして、認可保育所に入所できず、入所保留となった児童、すなわち旧定義の待機児童、その中から特定の園のみの申込み、それから保護者の希望で育児休業を延長するケース、そして認証保育所、企業主導型保育施設に入所した児童、それから市が今回新たに実施した定期利用保育事業、ベビーシッター利用支援事業を利用することとなった児童、そういった方々を除外した児童のことをいいます。

令和7年4月1日時点での待機児童数でございますが、旧定義におきましては全体で113名ということで、前年度と比較いたしますと45名の減、新定義におきましては9名で、前年度と比較して15名の減となっております。年齢別で申し上げますと、1歳児が7名、2歳児が2名ということでございました。

それから、待機となった9名の方の状況といたしましては、復職を希望しているけれども、やむなく育児休業を延長されたり、それから仕事のある日は御家族の協力を得るなどして、御家庭で保育をされていたり、あるいは求職活動しながら、同じように御家族の協力を得て、御家庭で保育をされている方、そして認証保育所ですとか企業主導型保育施設以外の認可外保育施設、新定義の待機児童から除外できないような認可外保育施設を利用されている、そういった状況でございます。

新定義の待機児童数が減少した要因といたしましては、新規の申込者数が減少したといったところがあります。それと既存の認可保育所の定員の見直しとか定員の弾力的な受入れ、こちらに加えて新たに待機児童対策として実施いたしました定期利用保育事業、それからベビーシッター利用支援事業を行ったことで、新たな受皿の確保となったことになり、待機児童の減少につながったというふうに捉えております。

定期利用保育の利用状況につきましては、ひかり保育園と恋ヶ窪保育園の2園で実施しておりまして、ひかり保育園が10名、恋ヶ窪保育園が6名、合わせて16名の利用となっております。

また、ベビーシッター利用支援事業につきましては、事業者と契約をして実際に利用されている方が3名ということでございます。

○皆川委員長 報告が終わりました。質問のある方は挙手をお願いいたします。

○高野委員 御説明ありがとうございました。2点だけ確認させてください。

この待機児童の状況の中で、障害児枠での待機児童数というのは何人か分かりますでしょうか。

○桑野保育幼稚園課長 障害児枠での申込みされた方につきましては、全員内定が出て、入所されているということで、待機児童とはなってございません。

○高野委員 ありがとうございます。あと、もう一点だけ。年度途中の対応というのは、やはり難しいということではよろしいのでしょうか。確認です。

○桑野保育幼稚園課長 希望する年齢、クラスにもよるかなというところで、1、2歳児のところは、定員がほぼ埋まっているような状況でございまして、なかなか希望する園に入所申請をしても内定をもらうというような状況が厳しい状況になっております。また、3歳児から5歳児とかゼロ歳児のところは若干空きがありますので、うまくマッチングすれば、もちろん年度途中からでも入ることが可能とはなっております。

○高野委員 つまり年度途中だと難しい、ここがさらに待機ということになっている状況があり得るということですね。

また途中途中の対応とかあると思いますけども、どうぞ引き続きよろしくをお願いします。

○皆川委員長 ほかに。

○松岡委員 御説明をありがとうございました。定期利用保育とベビーシッターの利用の方も、この旧定義の113名のうちに含まれているということ、ちょっと理解できていなかった部分があったので理解できました。こういった新しく始まった事業に対しての、利用されている方からの声などは市のほうに届いていますでしょうか。届いていたら教えてください。

○桑野保育幼稚園課長 まず、定期利用保育の利用者の方々からの声としては、待機となってしまう、別な保育サービスがないかというところで、こういった定期利用保育事業というのを市として行っていたいて、実際利用して、すごく助かっているという声を多くいただいております。

あとは実際の運営というところでは、まだ始まって2か月たっていない状況ですので、我々もまた、運営する事業者のほうも、まだ保育の内容とか、保護者対応とか、そういったところで、まだ構築している段階というところも一部ございますので、そこに対して、既存の認可保育所の利用者とあまり大きな差が出ないようにというような御意見もいただいておりますので、そこはしっかりと事業者と協議しながら、別事業ではあるんですけども、対応可能なところについては対応してまいりたいと考えております。

また、ベビーシッター利用支援事業につきましては、対象者の資格証の発行、交付をした方が12名ほどいて、実際、最終的に別の保育サービスを使うなどして、ベビーシッターを使う必要性がなくなった方とかがいるので、最終的に利用する人としては3名になったんですけど、事業者探しというところがすごく苦戦したという方が一部いらっしゃいました。そこは個別に相談に乗りながら、市のほうも、ベビーシッター利用支援事業者とも話をしながら、情報提供いただきながら支援をしていったというような経過があります。そういったところでございます。

○松岡委員 詳細について、ありがとうございます。定期利用保育のほうも、ベビーシッター利用のほうも、とても丁寧に対応していただいているのだなというふうに感じます。

まだ始まって数か月、1か月半ぐらいということなので、本当に関係性を構築中だということも、とても理解ができる場所ですので、引き続き丁寧に対応していただけたらと思います。

この表の、資料を出していただいた表全体を見てみますと、入所の申込者数や新規の申込者数で、入所の申込者数はとても増えていて、新規では減っていてといったところであったり、資料の一番下の実際の入所児童数もとても増えているというところが見てとれると、認可保育所だけではないですけど、保育所自体の在り方であったり、今後の方向性というのを考えるのはとても難しいなというふうに、この実績をみただけでも思いました。

子ども若者・子育ていきいき計画でも、今後の方向性は一定示されているということですが、改めて、今年度の数字が出たところで、今後の方向性について、また確認させていただけたらと思います。

○千葉子ども若者計画課長　こちらの数字を見ていただいても、増加というよりは、昨年度から比べて若干の減少傾向ということでございまして、計画の中でも、今後、減少傾向を見越した計画を策定させていただいているところでございます。

今、定期利用保育とか、あと弾力化とか、今後、定員の変更等を考えながら、待機児童については対応してまいりたいというふうに、現在、考えているところでございます。

○松岡委員　分かりました。これまでもですけども、今後も様々に対策していただけるというところを理解させていただいております。感謝しています。

社会全体で、国分寺市だけじゃないですけども、共働きが増えているということも、とても大きなことが理由としてはあると思います。一方で、生後半年から保育所に、例えば、9月に生まれたお子さんであったりすると、半年、6か月ぐらいから保育所に入れないと仕事が始められないというところがある状況で、でも、子どもと一緒にいたい時期だって、もうちょっとあるのにと、そのとても複雑な葛藤のある中で生まれて、すぐに手続や申請をしていくという状況がある御家庭も多いのではないかと感じています。そういった面は、社会全体の課題として見ていく、こういった数字を見ていくことは、ただ氷山の一角ではあるんですけども、こういった課題を全体的に見ていかなければいけないというふうに改めて感じましたので、こういったことも視野に入れて取り組んでいただきたいと思います。

要望で終わります。

○星委員　待機児童の表なんですけども、新定義では9人まで減って、1桁になったということがあります。一方で、旧定義ですと113人いるので、まだ100人以上もいるというのが率直に思うところなんですけど、待機児童解消を市が目指すということで、旧定義と新定義の差が100人以上あるということですが、旧定義の待機児童を減らしていくということの今後の方針というか、対策について、また、この人数の受け止め方も含めて、御見解をいただければと思います。

○千葉子ども若者計画課長　まずは、まだ新定義の待機児童が発生してしまっている状況ですので、そちらに対処していくということと、それから今後につきましては、徐々に人口減少も進んでいくことが予想されていること、また保育のニーズについては上昇していくことも考えられております。そこは考える余地を残しておりますので、そういった様々な状況を確認しながら、どのように対応していくかというのは、今後の検討していかなければいけない課題かなというふうに現在は捉えております。

○星委員　中長期的な市の考えということは、そういうことなんだろうというふうに思っています。

一方で、旧定義ではカウントされるけど新定義ではカウントされない人の中には、市外の遠くの保育所にも預けに行っているということで、晴れていれば、自転車でも多少時間がかかっても行けるけど、雨だと、ぐるっと回って電車で送っていくとかということで、必死ですね。新定義には入らない人というのは。だから、もう本当に、特にこの場合、影響を受けるのは、言うまでもなく働く女性ですけども、何とか仕

事を続けるために努力しているという声をお聞きしていますので、問われているのは市内の保育所に預けるといこと、旧定義といことを減らしていくことが非常に問われています。本当に子育てしやすいまち、安心して子育てできるまちといことで、本当に問われているといことは現実の声を伺う中で痛感しているところでもあります。そこのところについて、中長期的には分かるんですけど、今、困っている人は、苦勞している人たちなのです。ぜひ、多くの声を聞いて、ここの改善に向けて、具体的な対策を行っていただきたいというふうに関から思うところでもあります。

それで、今回、鳥居副委員長の一般質問で、待機児童の説明もありましたけども、2歳児が増えていると。旧定義も新定義もそうですけども、あの説明で2歳児の受入れが狭まったという答弁があったと思うんですけど、その辺、どういう状況なのか、恐らく1歳児を増やすためといことだと思んですが、その辺り、もう一度、御説明お願いいたします。

○桑野保育幼稚園課長　今回、2歳児の待機児童が発生した要因といたしましては、昨年度、1歳児について、かなり弾力化を拡充して、多くの児童を受け入れた経過がありまして、その児童が今回持ち上がってくる形になりますので、新たに新規で入所を受け入れる新規の受入れ枠といところが狭まってしまったといったところが一つ要因として挙げられます。

ただ、それはあらかじめ予想はできていたところではございますので、昨年度、市としても、2歳児のところについても各園に弾力化のお願いをして、調整を図って、2歳児のところについても弾力化で少し枠を広げたところではあります。

ただ、ニーズに切れなかった部分があったといことで、2名の待機が発生している状況です。

○星委員　分かりました。状況は理解いたしまして、2歳児でも国分寺市は入りづらいと。待機児童が少なかったので、そんなことは、あまり思っていなかった。実際の声としては、2歳児も入りづらいという声がありました。そうですね、1歳児を受け入れれば、確かに次の年は2歳児クラスになるので、そうしたら新規の人が入れないといことになります。

本当に働く人が増え、お子さんも増え、需要があるといことは、本当に市の発展といことであるんですが、ここを解決できるようにお願いします。今日はこれで終わりますが、ここについては、また、求めていきたいと思ひますし、また、市のほうでもさらなる努力をお願いしたいと思ひます。

○本島委員　先ほどちょっと説明のあった定期利用保育なんですけども、ひかり保育園が10名で恋ヶ窪保育園が6名といことですよ。これ、基本的には、利用といのは1か月単位の申込みとい理解でいいですか。そうじゃなくて、利用料は基本的に1か月単位で支払うといことですか。分かりました。

といことは、これ、今、市のホームページで確認すると、基本的には各園の定員が10人となっているんですけども、実際の応募状況といのがどうい状況だったのか。特にひかり保育園のほうは、さらに希望者がいたといことなんですか。一部断らざるを得なかったのか、また、恋ヶ窪保育園はまだ入れる4人分の空きがあるとい理解でいいのか、その辺り教えていただけますでしょうか。

○桑野保育幼稚園課長　申込みの状況としては、ひかり保育園のほうは定員を超えた申込みがありまして、一部、定期利用保育の利用保留といか、お待ちいただく方がおりました。一方で、恋ヶ窪保育園は申込みが10名に満たないような状況がありました。最終的に6名の利用といふうになったんですけども、ひかり保育園の利用保留になった方については、恋ヶ窪保育園のほうは、まだ若干空きがあるといような情報の提供も個々にさせていただきながら、なかなか実際通えるかどうかといところはあるんですけども、そういった情報提供はさせていただきながら対応した経過がございます。

○木島委員 分かりました。その場合、各園の定員の選定方法について、今後のこともあるので確認をしたいのが、先着順に決まるのですか。要するに、今回、ひかり保育園の定期利用を希望していたんだけども使えなかったのも、今、待機、保留というんですか、待っていただいているとも取れる答弁かなと思ったんですけども、基本的に、これって先着順に決まっていくという理解でいいんですか。定期利用保育の何らか定員を超える場合の選定の在り方について、何らかのルールみたいなものがあるのかどうか、その辺を確認をさせてください。

○桑野保育幼稚園課長 定期利用保育の定員を超えた申込みがあった場合の選考の方法としては、先着順ではなくて、認可と同じように、認可の申込みのときの指数、そちらの高い順から選考していくような形を取っております。

○鳥居委員 御説明ありがとうございます。一般的に隠れ待機児童という言葉があるかと思うんですけど、しっかりした定義はないかと思いますが、こちらの言葉に該当するのは、この旧定義の113名の中の一部という認識でよいでしょうか。

○桑野保育幼稚園課長 隠れ待機児童の用語の定義としては、世間一般で使われている言葉の使い方としては、委員のおっしゃるとおり、旧定義の児童のことを指しております。希望する認可保育所に入れなかった児童のことを隠れ待機児童というふうに言っております。

○鳥居委員 この113名の中に、育休を取得したい、してもいいというか、希望としては、育休でもよいという方も入っているという認識でしょうか。

○桑野保育幼稚園課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○鳥居委員 分かりました。

最近、まちなかでお聞きした声で、1歳児の子どもがいて、本当は保育所に預けて働きたいのだけれども、国分寺市は本当に1歳児、2歳児が、入りにくいということを聞いているから諦めてしまったというお声もありました。隠れ待機児童というところと、あと、潜在的なニーズというところでも、まだ数字に見えないところがあるのだなということが、少し自分の所感としては持つところであります。

ちょっと別なんですけれども、本日議題にありましたように、東京都において、少子化対策のさらなる推進のため、ゼロ歳から2歳児の第1子の保育料を無償化するということが、こちらが新たな要因として加わるかと思えます。それで、国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画では、来年度、令和8年度の待機児童がゼロになるという見込みで計画をつくっているところでありますが、この新しい要因というところ、かなり大きく影響してくるのかなと思うところであるんですけれども、その辺りはどのようにお考えでしょうか。

○千葉子ども若者計画課長 現在、子ども若者・子育ていきいき計画の中では、人口統計に合わせて保育ニーズを、今、試算をして、来年度ゼロの見込みということで、計画上は立たせていただいております。

さらにここに、現在ゼロ歳から2歳児の、今後、誰でも通園制度というのが、令和8年度から本格実施が開始されることになるんです。勤務状態がなくても保育所に入れる、保育所を使えるようになるという制度になりますので、そこについては、今現在ですと、幼稚園のほうの2歳児のクラスのほうに入れるような協議を進めていたりとか、少しずつ空きが出るような方向で、今年度は多様な保育ニーズということで、何園か受入れが始まっているところでございます。

実際、令和8年度以降については、ゼロ歳から2歳児の人数についても計画上に乘せなければいけないというふうに今後なっていくと思いますので、そこで改めてしっかりと人数等を把握しながら、計画の中にも

入れていくことが求められております。そういった部分を、これから試算をしながら、市として検討を進めていくような状況になろうかなというふうに思っております。

○鳥居委員　ありがとうございます。本当にニーズの試算というのが難しいということは、一般質問とかでもやりながら、本当に自分としても感じる場所なんですけれども、このゼロ歳から2歳児、第1子の保育料無償化というところ、かなり大きな影響が出てくるのかなと思うので、ニーズを把握していただきたいというところです。

計画においても、令和7年度、今年度の数値としては、かなり実数値に近いようなものが出てきておりましてというところなんですけれども、定期利用保育の計画が、入ってない数字だということでしたか。そちらを確認したいんですけれども。

○千葉子ども若者計画課長　待機児童については、定期利用のところについては現在入っていないような状況となっております。令和7年度の計画上の未就学児童の人数なんですけれども、5,937人で見込んでおりましたが、実際に市民課のほうで調べた人数ですと5,919人と、見込みよりも若干、未就学児童の人数が減っている状況でございました。

年齢別でお話をいたしますと、ゼロ歳が866人で見込んだところ850人、それから1歳児は916人で見込んで、実際も916人で行いました。2歳児は、995人のところ1,010人、それから3歳児は1,031人のところ1,010人、4歳児は1,064人で見込んだところ1,065人、5歳児は1,065人で見込んだところ1,068人と、ほぼ推計と大きな差はなかったかなというふうに思っております。これからの保育ニーズとか、予測をしていくところというのは、ちょうど、今、いろいろな分かれ目というか、本当に検討をしっかりとしていかなければいけない時期に入ってきたなというふうに思っておりますので、今の計画がすぐずれているわけではなくて、計画上、進めば待機児童は解消していく見込みではございますが、委員がおっしゃられたように、新たな制度も入ってきておりますので、その部分については、しっかりと量を見込みながら検討を進めていく時期かなというふうに思っております。

○鳥居委員　ありがとうございます。ゼロ歳から2歳児のニーズに対して、余裕のある空き枠の確保を目指して、お願いいたします。

○皆川委員長　ほかに、こちらの点はよろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○皆川委員長　ほかにないようですので、報告事項4番まで終了といたします。

午後1時半まで委員会を休憩といたします。

午後0時02分休憩

午後1時31分再開

○皆川委員長　それでは、休憩を閉じまして、委員会を再開いたします。

続きまして、報告事項を受けたいと思います。

————— ◇ —————

○皆川委員長　報告事項5番　**学童保育所入所状況について**をお願いいたします。

○山元子ども子育て支援課長　それでは、報告事項5番、学童保育所の入所状況について御報告いたします。

資料No.5をお願いいたします。こちらが令和7年4月1日時点での学童保育所施設別在籍人数でござい

ます。

今年度は第三小学校と第十小学校に新規施設が開所したことに伴い、定員数が2施設計87人増えました。対して、在籍児童数ですが、資料の右下の網かけしているところが在籍児童数で、公設の合計で1,567人となります。こちらの資料にはございませんが、昨年度は1,458人でしたので、109人増えているという状況です。

続いて、下段の表が民設学童保育所になります。こちらにも網かけのところが在籍児童数の合計数でございます。

441人ということで、昨年度は430人でしたので、11人増えて、全施設において定員数に近い人数の児童を受け入れることができる状況となりました。児童1人当たりの保育スペースを十分に確保できている点や、習い事や午後8時までの延長保育など、公設にはない自主事業を展開している点など、民設ならではのよい点が広く周知されたことが入所率の上昇につながったと見ております。

また、民設における高学年の受入れ試行実施の小学4年生の人数といたしましては、昨年度の48人に対して、今年度は50人の入所となっております。

公設と民設を合計いたしますと、昨年度は1,888人の入所でしたが、今年度は2,008人ということで120人増加しており、依然として狭隘が厳しい状況ですが、ここで狭隘状況に対する取組を3点御報告させていただきます。

1点目は、分散保育の実施です。公設学童保育所では、各施設の狭隘状況等を踏まえ、必要に応じて運営に支障のない範囲で学校施設を借用させていただき、校庭開放へ積極的に参加をするなど、様々な工夫をしながら、密になり過ぎないように注意しつつ保育を実施しております。

2点目は、ランドセル来館事業の制度拡大です。昨年度は、これまで一部の児童館において実施していたランドセル来館児童を全児童館に広げ、また、より多くの児童に利用してもらえるよう、利用要件の見直しを行いました。また、今年度からは4年生の受入れも行っております。これらの取組によって、制度拡大前は多くても十数人という利用人数であったランドセル来館の利用児童数を、令和7年度5月現在で、低学年19人、4年生36人の合計55人にまで増やすことができ、学童保育所の狭隘解消に寄与するほか、学童を卒所したての4年生の居場所をつくることもできています。

3点目は、新たな学童保育所の開設でございます。令和8年4月に第五小学区、12月に第八小学区に公設学童保育所が開所となる予定です。また民設民営学童保育所についても、学校区ごとの狭隘状況等を慎重に見定めながら、積極的に誘致を行ってまいります。

報告は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○皆川委員長 報告が終わりました。質問のある方は挙手をお願いいたします。

○木島委員 ちょっと関連になってしまうんですけど、いわゆる三季休業中の給食に係る取組が、もうこれスタートしているのか、その状況について、どういう運営がなされているのか、そこだけ一点確認をさせてください。

○山元子ども子育て支援課長 三季休業期間中の昼食については、令和6年度の冬休みより全施設にて提供が開始となっております。保護者がお弁当業者にウェブで直接申込み、決済を行うという形で、施設での現金のやり取りは発生しない形を取っております。

また、アレルギーについては対応できないため、申込みの受付開始の前に、保護者宛てにアレルギー対応ができないこと、そのためメニューをよく確認してから申し込んでほしいことを周知徹底しております。

○木島委員 分かりました。おおむね順調に進んでいるということで理解をしました。

要望もあって取組を実施していただいたことについて評価したいと思いますし、引き続き、しっかり運営がなされることを期待して終わりたいと思います。

○皆川委員長 ほかに質問はありませんか。

○星委員 民設学童のところの小4の試行実施分ですけども、キッズクラブ戸倉が多いなと思って、それは1年生から3年生まで空いているので、4年生が入る余地があるということだと思っんですけども、そういうことが出てくる割合だと思うんですが、これは需要を調べるということで、4年生の試行というのをやっているということで、以前、御説明いただいたと思うんですけども、どうなんですか。もう4年生にもなって学童なんか行かないよ、なんていう声も現実にはあった、そういう意見をお持ちの方もいると思うんですが、実際やってみて、4年生の需要というか、要望というか、入りたいというか、どんなことが見えてきているのか、ちょっとお願いいたします。

○山元子ども子育て支援課長 まず、こちら、第十小地区のキッズクラブ戸倉のほうの4年生が多いのは、第十小の中に、今年度、新たな第二戸倉学童保育所が開設いたしましたので、そちらで多く入ることができるようになりましたので、こちらに空きが出て、キッズクラブのほうで、より希望する4年生を多く受け入れているというのが状況です。

この4年生の試行実施に関しましては、まずは低学年優先ということで受入れを行って、そこで空きができた施設で、残りの枠で4年生を募集するという形を取っている関係で、年度ごとに大分申込み数というのは変動しております。その関係で、まだ需要というのをきちんと見極められるような状況にまでは至っていないのですが、こちらの取組と併せて、先ほど御紹介させていただいたようなランドセル来館事業の拡大ですとか、そういった他の施策のほうも充実をさせていくことで、高学年の放課後の居場所というものの拡充を図ってまいりたいと思います。

○星委員 キッズクラブ戸倉は、今、御説明いただいて分かりました。

ただ、1年生から3年生までが第一・第二学童に行って、空いているから18人も来ているんだということで、これは結構、4年生になっても、毎日来ているかどうかは別ですよ。4年生なので、毎日来ているかどうかは別なんですけども、結構すごい数が申し込まれて、それによってキッズクラブ戸倉も定員40人のところ41人で、定員を超えるような事態になっているので、これで結構需要があるのではないかなと思いました。

今後も状況を見ていただきながら、施策を展開していくということなので、そこはまた様々な声を聞きながらお願いしたいと思います。

○松岡委員 公設学童のほうでお聞きいたします。

小学4年生から6年生の児童と中学1年生から3年生の生徒たちの障害児枠入所者というところで書かれてあり、小学4年生から中学3年生は障害児枠で入所ということが確認できましたが、この児童・生徒たちは、それぞれ同じ学童にずっと通い続けているということですのでよろしいですか。

○山元子ども子育て支援課長 全てのお子さんが小学3年生で入所して中学3年生までいるということではございませんが、引越し等の関係で学校等が替わらなければ、基本的には同じ学童のほうに入所の希望を出される形になるかと思います。

ただ、障害者枠のお子様に関しては、療育との併用ということで、放課後等デイサービスと併用しているお子様も多くいらっしゃいますので、登所率という点で考えると高くないものというふうに確認してお

ります。

○松岡委員 御説明ありがとうございます。登所率もお聞きしたかったので、確認できました。

では、中学校を卒業した後というのは、それぞれあると思いますけれども、今、何か把握されていることがありましたら教えてください。

○山元子ども子育て支援課長 中学校を卒業した後というのは、学童保育所に在籍する最中から、あくまで中学生までなので、高校生以降の居場所というものに関しては、探していつてほしいということをも、もちろん繰り返しお伝えしております。また、児童館は、18歳未満の児童が利用できる施設でございますので、中学生まで学童保育所に在籍をされていた児童が、高校生になると児童館に遊びに来ているということもございます。

○松岡委員 分かりました。様々な子どもたちがいるということはよく分かります。通い慣れた学童で安心して通えるということも大事かなと思う一方で、社会へ出るということももちろん大事だと思います。そこもバランスを取ることが、すごく難しいと考えています。

今回は、確認だけで終えたいと思います。ありがとうございます。

○皆川委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 ほかにないようですので、報告事項5番を終了いたします。



○皆川委員長 では、報告事項6番 **国分寺市特別支援教育推進委員会の設置についての御報告**をお願いいたします。

○馬場学校指導課長 それでは、資料No.6、国分寺市特別支援教育推進委員会の設置について、御報告をいたします。

資料No.6の1の設置理由を御覧ください。

本委員会の設置の理由は、令和4年2月に策定されました第4次国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）の成果と課題を踏まえ、令和8年度以降の特別支援教育の支援体制、年次計画等について検討する必要があるためでございます。

主な検討内容といたしましては、2の検討内容にありますように、現計画の見直しに関すること、特別支援教育の対象児童及び生徒への支援に関することなども含め、広く検討を図ってまいります。

組織の委員については、3の組織を御覧ください。市民公募の方や市立小・中学校の保護者の代表者、学識経験者、医師、都立特別支援学校の教諭、市立小・中学校の校長、教員等幅広い立場の方々からの御意見をいただきながら検討を進めていく予定でございます。

今後の予定といたしましては、別紙のほうにもお示しをしております。10月までに全5回の検討委員会の開催を予定しております。

厚生文教委員会には9月、12月に進捗状況を報告し、12月にパブリック・コメント等を行い、より多くの皆様の御意見をいただきながら進めていく予定でございます。そして、令和8年1月に策定に係る審議を予定しております。

報告は以上でございます。

○皆川委員長 ありがとうございます。報告が終わりました。質問のある方は挙手をお願いいたします。

○高野委員 御説明ありがとうございました。一点、お伺いしたいんですけども、こういった特別支援教

育の推進、教育推進委員会について、ざっくりと調べてみたところ、小平市とか、練馬区とか、大体、障害児支援団体の代表とかがよく入っているんですけど、今回はこの障害児支援団体の方は入っていないということでしょうか。

○馬場学校指導課長　入っておりませんが、パブリック・コメント等も通して、広く御意見はいただく予定でございます。

○高野委員　障害児の支援の活動というのは、国分寺市は非常に盛んで、いろんな陳情とかイベントとか、活発にやっておられると思うので、ぜひ、そこの意見のヒアリング、酌み取りということも大事にしたいということで、これは要望でとどめます。

○松岡委員　関連で、組織のメンバーのところでお伺いをいたします。

公募により選出された市民が2人以内というところと、市立小・中学校の保護者の代表者が6人以内というふうにありますけれども、こちらはどのように募集されたのか、教えてください。

○馬場学校指導課長　こちらにつきましては、まず公募のほうでございますが、国分寺市立小学校知的障害者特別支援学校設置等検討委員会市民公募委員選考要領を定めておりまして、公募による応募者が提出した作文を審査するというので公募を行っております。

4月1日から市のホームページで募集をしており、2名以上の応募がありまして、現在、決定作業等を行っているところでございます。

すみません。私が今、読み間違えてしまいました。

選考要領の名前、正式にお読みします。国分寺市特別支援教育推進委員会市民公募委員選考要領、こちらに沿って進めております。失礼いたしました。

○松岡委員　公募市民のほうは4月1日付のホームページで、要領にのっとって、作文の審査などがあり、2名以上の応募があったということで確認できました。

小・中学校の保護者の6名のほうはどのように募集されたか、こちらも教えていただけますでしょうか。

○馬場学校指導課長　失礼いたしました。学校の保護者の方に関しましては、それぞれの設置校の校長先生方にお話をお伺いしながら、御推薦をいただいているところでございます。

○松岡委員　設置校の校長先生から選出されているということでした。

ここは設置校ということで、普通級や特別支援学級があるということだと思いますけれども、幅広い背景を持つような保護者の方が入られるという、そういった認識でよろしいですか。

○馬場学校指導課長　委員がおっしゃるとおりでございます。

○松岡委員　分かりました。各校でばらつきはあると思いますが、いろいろな方が参加していただけるということで、お願いしたいと思います。

では、学校側から、その保護者の方への選出の打診といったものは、いつ頃行われたのか、分かるようであれば教えてください。

○關学校教育担当課長　教育委員会から学校側に4月11日付をもって校長会のほうに推薦の依頼をかけたところとなっております。ですので、それ以降、学校のほうから保護者等に依頼をかけている流れとなっております。

○松岡委員　4月11日付で校長会のほうへということを確認しました。

この資料の裏面に主なスケジュールが載っていますが、5月、6月、8月、9月、10月と、なかなかタイトなスケジュールでもあり、この4月の半ばぐらいに全部出られるような方であったりとか、そ

ういった方で、こういった委員になっていただける方というのは本当に難しいのではないかというふうに思っていたりします。もう少し余裕を持ったようなスケジュールができなかったのかというところに少し疑問を持ちました。

あと公募市民の方も、ホームページのみといった周知だったということで、応募したいと思われる方全員にそういった情報が行き届いていたかというところにも少し疑問が残るところです。すごく大切なことを決めていく委員会であると思いますので、保護者や公募市民の生の声というのをとても大切に検討して、話し合いをしていっていただきたいと思います。

それでは、もう一点だけ教えてください。

スケジュールの、この5月から10月までの具体的な日にちと内容について、今、決まっていることについて、教えていただけますでしょうか。

○關学校教育担当課長 では、まず、第1回から、日付のほうをお伝えさせていただきます。まず、第1回が5月30日、第2回が6月27日、第3回が8月1日、第4回が9月26日、第5回が10月27日として予定してございます。

まず、第1回のところで、集まった委員の顔合わせを行うとともに、全5回のスケジュールということ委員の皆様と話し合って共有し、進めていく予定となっております。

○松岡委員 日程を出していただいております。最初の日に関合わせをして、その後スケジュールリングしながら内容について考えていくということでありました。

過日の会派からの一般質問でも、第四小の自閉症・情緒障害特別支援学級が、とても定員が多くなって、実際の人数が多くなっているというところがありまして、こういったことの増設だったり、そういったことも議論の一つになるのではないかという御答弁もあったので、こういった実際の現場を見に行くだとか、そういったことも必要になってくるかもしれないので、そういったところを柔軟に考えていただけたらと思います。

最後に一点だけお願いします。21人という大人数での会議体となると思うので、全員が話しやすいような場づくりをしていっていただきたいと思いますが、こちらについてはいかがでしょうか。

○馬場学校指導課長 十分に時間を取りながら、皆さんの御意見を集めていきたいというふうに思っております。

○皆川委員長 ほかに質問はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 では、ほかにないようですので、こちらの報告事項6番を終了いたします。



○皆川委員長 では次に、報告事項7番 **令和6年度 第2・3回「いじめに関する調査」の結果**についての御報告をお願いしたいと思います。

○馬場学校指導課長 それでは、報告事項7番、第2・3回「いじめに関する調査」の結果について御報告をいたします。

令和6年度第2回及び第3回「いじめに関する調査」についてです。第2回は令和6年7月1日から令和6年11月30日までを期間として、第3回は令和6年12月1日から令和7年3月31日までを期間として実施をいたしました。

調査結果について、資料No.7の表を御覧ください。

学校が認知したいじめの件数は、小学校においては、第2回は561件、第3回は476件、中学校においては、第2回は29件、第3回は19件でした。

資料下段、折れ線グラフを御覧ください。

昨年度の同時期と比較しますと、小学校、中学校ともに増加しております。各校での積極的な認知が進み、軽微なものでも確実に認知していることのほか、児童・生徒の声を聞き取るための取組を推進していることも要因であると考えます。

次に、認知したいじめの内容についてです。また、資料上段の表のほうにお戻りください。

おおむねの傾向は第1回から第3回までと変わらず、最も多いものが暴言・悪口等、次いで、嫌なこと・恥ずかしいことをされる、また軽い暴力となっております。ほかにパソコンや携帯によることの内容として、小・中学校とも数件、報告をされています。

なお、令和6年度末時点で対応中となっている事案はございません。また、今回の調査については、重大事態や重大事態の疑いとなる事案も報告はされておられません。

新年度も児童・生徒の現状の把握や家庭及び関係機関との連携などを通して、全ての子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、さらにいじめ防止対策の推進に努めてまいります。

○皆川委員長 報告が終わりました。質問のある方は挙手をお願いいたします。

○田中委員 この調査、第2回、第3回と調べていただいたんですけども、これを基に、こういった対応をされたのか。生徒たちに対して、もしあったら、教えていただけますか。

○馬場学校指導課長 この調査自体、この数を基にということではありませんが、こういった子どもたち一人一人に対する調査ですので、一人一人の子どもに対して、それぞれの担任ないし学校が組織的に声をかけたりだとか、スクールカウンセラーであるだとか、様々な関係者と協力しながら、一人一人の子どもに対応しているというのが現状でございます。

○田中委員 調査は一斉にやられるんですよね。ただ、声かけは一人一人個別にということですか。

○馬場学校指導課長 ありがとうございます。内容にも関係があります。一つ一つのケースについては申し上げることはできませんが、多くの生徒、また児童、それぞれに係るようなものについては全体指導というようなことも行われますし、子どもたちから個別に上がったケースについては、一人一人に対応していくというような流れで、こちら対応しております。

○田中委員 そうですね。何のための調査なのかって、やはりこういったものを少しでもなくしていくためのものだと思いますので、そのように対応していただけているのであればいいかなと思いました。

この表だけ見ると、深刻なものが中に入っている、どう読み取ったらいいんだろうというのが分からないので、現場の先生方の負担が結構大変なのかなと思いましたけど、承知しました。

○皆川委員長 ほかにございませんか。

○高野委員 関連で、以前、予算委員会でも発言させてもらったんですけど、まず短期的には、先生というのは教えることに注力をして、こういったいじめ対応から学校及び先生方を解放してあげることが大事ではないかなと考えております。この前の委員会でも、いじめは犯罪じゃないかという指摘をされる委員もいらっしゃいました。なので、校外に専門機関をつくって、法的な対応とかも、最悪の場合、視野に入れながら対応する寝屋川モデルというのがありますので、そうした導入の検討を求めていますけれども、それについて何か研究するとか、検討するとかといった進捗などが、あるかないか、教えていただければ幸いです。

○馬場学校指導課長　　そういった個別の地域で行われているようなケースは、今のところは検討はしていませんが、こういった、今、調査をする中で、一つ一つのケースを学校としては丁寧に見ております。そういった中で、どうしても外部機関等が必要な場合については、学校の中の校内のいじめの検討委員会であるとか、我々教育委員会のほうにも報告がある中で、ほかの外部の機関ともつながる機会というのは十分考えられますので、そういったときには、適切な対応を行っていくというようなことで準備をしております。

○高野委員　　学校での対応ということで、個別でやっておられるということなんですけども、ぜひ、市として、特に市長部局としての対応というのにも考えていくべきではないのかなと考えております。

また、もう一点だけ。中長期的には、少人数教育のさらなる推進と、市独自での先生の増員も要望したいと思っております。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、こういった方の常勤化なども、ぜひ、検討していただきたいなということで、これも一言だけいただいて終わりたいと思います。

○馬場学校指導課長　　スクールソーシャルワーカーにつきましては、今年度から中学校区に1人配置という形で、より学校に近いところで、学校の教員と連携して、こういった問題に対して対応できるような体制をつくっております。

また、スクールカウンセラーは、週1回でございますが、各学校に全部配置をしております。きちんと学校の中で、研修会も含めて、様々な形で教員の助けになるような取組を進めております。

○皆川委員長　　よろしいですか。

○星委員　　数字の見方について御見解を伺いたいんですが、表のいじめ件数のところで、折れ線グラフでも分かりやすいんですが、例えば、令和7年3月時点で小学校476件のいじめの認知件数があるって、一方で中学校は19件ということで、どうして中学校に入るとこんなにいじめの認知件数が、ここまで減っているというのか、ここまで違いがあるのは、どういう要因があるのかについて、教育委員会としてどのように考えられているのか、お願いいたします。

○馬場学校指導課長　　小学校の場合は、非常に小さい、低学年のお子さんたちは、よく、先生あのね、というような形で、かなり子どもたちからの報告も日常から多いというようなところがあります。そういう意味では、中学校になってくると、子ども自身が自分の中で解決をしたり、友達同士で解決をしたりというような場面が非常に増えてきます。そういった中での差であるとも思っております。

ただ、おっしゃるとおり、中学校は、そういう意味では自力解決や自分たちの中で解決をしていくということながらも、カウンセラーだとか、別の他者に相談をしたいというようなお子さんもあろうかと思えます。各学校では、その辺のことも十分承知しているところで、きちんと学校のほうで担任等が中心となって、学年で子どもたちをしっかりと見ていくという体制を、各学校で進めているところでございます。

○星委員　　そうすると、いじめのカウントの取り方が、例えば、小学校のときは低学年の子が、何々さんがいじめたとかというふうに先生に言えば、それは1件と数えることで、中学校になると、そういうのは少なくなるというふうには想像できますので、そういうカウントの取り方で、四百何件、五百何件というふうになっていくということなんでしょうか。そうである場合、同じ子が何回も言ったら、例えば、同じ子が10回言ったら10件とカウントするのか、その辺も、カウントの取り方、教えてください。

○關学校教育担当課長　　本市のこのいじめに関する調査におきましては、子ども一人一人を見ていくということを重要にしておりますので、子どもが嫌な思いをしたということに関しては、その都度1件という

カウントの仕方をしております。それですので、例えば、1学期の出来事、また3学期の出来事、それぞれありますので、その都度、教員が認知をし、状況を聞き取り、その都度、指導するような体制で進めてきております。

○星委員　そうすると、学校指導課長からあったように、小学校のほうはどうしても件数的には多くなるなというふうなのは分かったような気がします。

一方で、不登校になると、断然、中学校のほうが多く、子どもたちの心も複雑化したりとか、いろいろあると思いますので、件数に限らず、より丁寧な学校生活のための指導というか、そのことは注意深く行っていただきたいと思います。

○皆川委員長　ほかに質問ありませんか。よろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○皆川委員長　では、ほかにないようですので、この報告事項7番は終わりたいと思います。



○皆川委員長　では、報告事項8番 **ひかりプラザの指定管理者制度への移行についての御報告**をお願いいたします。

○豊田社会教育課長　報告事項8番、ひかりプラザの指定管理者制度への移行について、御報告をいたします。

資料No.8を御覧ください。

本件につきましては、令和7年第1回定例会の総務委員会及び厚生文教委員会において、教育センター及び男女平等推進センターの効果的な運用方法の検討についてとして、御報告をさせていただいたところでございます。報告の中では、指定管理者制度の導入も含めたアウトソーシングを検討していくという形にさせていただいております。

今回の御報告につきましては、その後の検討経過を踏まえまして、ひかりプラザを指定管理者制度に移行していく方向性について、御報告をさせていただきたいというものでございます。

今回お示ししております資料の大項目、1及び2につきましては、前回の委員会でも御報告をいたしました背景、また教育センター、男女平等推進センターにおける現状と課題を改めて整理した内容というものでございます。

それらの課題を踏まえまして、ひかりプラザ全体の施設管理の効率化を図る観点なども考慮しまして、この資料の3番目として、ひかりプラザの指定管理者制度への移行についての考え方を3つのポイントとして整理させていただいております。

まず1つ目、市民への貸出業務及び施設管理業務を令和8年4月から指定管理者制度へ移行する。2つ目、教育相談室、トライルームなど、現在直営で運営している機能や、国際協会・勤労者福祉サービスセンター・喫茶こだまなど、行政財産使用許可により使用している機能については、引き続き直営の中で実施をする。最後に、男女平等推進センターに関する業務につきましては、専門性やセンシティブな情報を扱う業務であることから、人権平和課において、早期に方向性を明確にした上で対応を整理する、といった形で考えを整理させていただいております。

昨日、開催された総務委員会で、人権平和課より御報告がありましたが、男女平等推進センターにつきましては、貸室であります201、202号室、生活実習室、こちらの3室を教育センターに移すという整理をしております。それに係る教育センター条例及び男女平等推進センターの管理及び運営に関する条例の

改正手続が必要という形でございます。

こちらにつきましては、両条例とも、本定例会中に追加議案という形で改めて御提案をさせていただきまして、御審議をお願いしたいと考えております。

また、こちら、内容を整理させていただいて、しかるべき手続を取らせていただき、御提案をさせていただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に4番目のスケジュールでございます。

今後、この指定管理者制度の考え方という形で流れを進めていく中で、公募内容に係る決定手続を進めて、その公募のスケジュールにつきましては、通常の指定管理募集に係る一般的な手続の順の流れに沿って進めていきたいというふうに考えてございます。

事業者との仮協定が決まれば、本年の第4回定例会において、指定管理者指定に関する関連議案を上程させていただきたいと、そういった予定で考えてございます。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○皆川委員長 報告が終わりました。質問のある方は挙手をお願いいたします。

○高野委員 男女平等推進センターに関する質問は、ここでしてもよいのですか。

○皆川委員長 内容についての質問ですか。

○高野委員 はい。

○皆川委員長 現状の男女平等推進センターの質問でしたら、内容によっては、お答えいただける場合もあるかもしれないのでどうぞ。

○高野委員 人権平和課の方がいらっしゃるのかなと、ちょっと勘違いしてしまいまして、一応、お聞きしたかったのは、直営でいいんですけど、その認知度、利用状況の低水位から、どのように上げていく方針かと、昨日ちょっとお話が出たのかもしれないんですが。

○皆川委員長 昨日の委員会で一定、答弁があった内容ですね。

○高野委員 昨日の総務委員会ですか。

○皆川委員長 はい。ですので、本件に関しましては、一応、昨日の段階でお答えいただいているということで、ほかの質問があればどうぞ。

よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 それでは、これに関しての質問がないようですので、報告事項8番についても終了をいたします。



○皆川委員長 それでは、報告事項9番 **その他**について、御報告をお願いします。

○占部健康推進課長 令和7年度の新型コロナワクチン定期接種について御説明をさせていただきます。

昨年度から実施している新型コロナワクチン定期接種ですが、本定例会に補正予算を計上させていただいております。今年度の実施内容について御報告をさせていただきます。

資料をお出ししておりますので、御覧ください。

まず1、接種の目的は重症化予防となります。

2、対象者は65歳以上の高齢者及び60歳から64歳で重い障害がある方になります。

3、使用するワクチンについては、今後、国から示される予定です。

4、実施期間につきましては、令和7年10月1日から令和8年3月31日まで実施する予定でございます。

5、自己負担額ですが、令和7年度は国からの助成がございません。そのため、接種費用の半額程度である7,500円の自己負担額を想定しております。

6、接種場所については、基本的には市内の実施医療機関となりますが、季節性インフルエンザの定期接種と同様に、11市との相互乗り入れを予定しております。

7、実施方法としましては、広報は市報、ホームページ等で行います。予診票等については、実施医療機関に備え付け、予約の受け付けは実施医療機関で行っていただきます。

8、補正予算の概要です。歳出につきましては、予防接種委託料等5,260万円を計上しております。また、今回の補正予算では、昨年度同様、一般社団法人国分寺市医師会に交付する新型コロナウイルス感染症対策緊急協力金を計上させていただいております。

内容につきましては、定期接種対象外の医療従事者等のワクチン接種費用の負担軽減を目的とするものでございます。

ここで、当該協力金の令和6年度の実績について御報告をさせていただきます。

令和6年度は当該協力金を500万円を医師会に交付させていただきましたが、実績としましては、112の方が接種を受けられ、協力金の実績は149万3,000円となりました。交付した500万円との差額350万7,000円については返還していただいております。

○皆川委員長 報告が終わりました。こちらについて質問のある方はいらっしゃいますか。

○松岡委員 すみません。簡単にお伺いいたします。

最後のところで、今日、令和6年度の実績などもお聞きしたところでしたけれども、今回も新型コロナウイルス感染症対策緊急協力金というものについては、内容は昨年度のものと同じということでしょうか。

○占部健康推進課長 委員のおっしゃるとおり、内容については、昨年度と同様の目的で交付するものでございます。

○松岡委員 承知しました。

もう一点、使用するワクチンのところが未定というふうになっていまして、括弧で、令和6年度は5社のワクチンが使用されたということでした。実際に、どの会社のものを使用したのか、市が把握していることがあれば教えてください。

○占部健康推進課長 令和6年度については10月1日より事業を開始しておりますが、事業開始時に、市内実施医療機関に取扱いワクチンの調査を行っております。その結果について、市のホームページに掲載しております。

その結果ですが、市内医療機関ではファイザー社のワクチンの取扱いが多くて、そのほかに武田薬品工業と第一三共のワクチンの取扱いもございました。また一方で、モデルナ社とMEIJI SEIKAファルマ社のワクチンの取扱いはその時点ではございませんでした。

○松岡委員 分かりました。各医療機関に調査していただいたということです。

ファイザー社が主にあり、第一三共、武田薬品工業ということで、ファイザー社のものと第一三共社のものはメッセンジャーRNAワクチンであるということから、デメリットもきちんと周知することは必要だと思います。医療機関ということですので、医療機関独自でもしっかり調査されているかと思えますけれども、そちらのほうも再度確認したいと思ひまして質問いたしました。

○皆川委員長　ほかにございませんか。

○高野委員　御説明ありがとうございました。ワクチン接種については、安全なワクチン接種を進める上でも、両面の副反応被害等の救済制度などの周知も、しっかりと両面でお伝えしていくことが大事ではないかと申し上げてまいりましたが、その辺のマイナス情報の開示とか、情報提供については、何か御進捗はあったかどうか教えてください。

○占部健康推進課長　市では、ワクチンの副反応等による健康被害に係る御相談ですとか申請等は一定数受け付けております。

現在、国や東京都のほうで、健康被害救済制度に係る全体の申請件数、認定件数、否認件数等を公表しておりますので、当市独自では公表は行っておりません。

公表の在り方につきましては、引き続き研究してまいりたいと考えております。

○高野委員　お隣の立川市では、かなり詳細なデータ開示をされているようでありますので、ぜひ、その辺の研究も進めていただければと思います。答弁は求めません。

○皆川委員長　よろしいですか。

こちらに関して、ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○皆川委員長　それでは、次のその他事項報告をお願いいたします。

○宮外障害福祉課長　その他報告といたしまして、損害賠償に係る専決処分について、口頭にて御報告させていただきます。資料はございません。

国分寺市障害者センターのトイレ配管の水漏れによりまして、階下で業務を行う障害者就労支援センターのファクス機能付複合機を全損させるという事象が発生いたしました。

就労支援センターは、障害者センターの指定管理者と異なる事業者により市が委託をしている事業でございます。複合機は事業者が調達していたものでございました。

事故は令和6年11月18日に発生しております。休業日に水漏れが発生しまして、発覚が週明けとなったことにより、階下への影響が生じたということでございます。

受託事業者のほうで速やかに代替機を調達し、市民へのサービスの影響はございませんでした。

賠償費用が27万3,959円と50万円以下であったために、市長の専決事項の指定について、第3項の規定に基づき額を決定するとともに、同議決第1項の規定により、本件事故に関し、相手方と和解することについて、令和7年3月27日付で専決処分をしてございます。

なお、その賠償費用につきましては、保険で全額補填される予定でございます。

○皆川委員長　ほかに質問はありますか。

（「なし」と発言する者あり）

○皆川委員長　それでは、引き続きまして、その他事項ということで報告をお願いします。

○千葉子ども若者計画課長　青少年問題協議会の廃止についてということで、現在、閉会に向けて進めていることを御報告させていただきます。

青少年問題協議会については、昭和39年に、その当時、青少年の非行問題への対処をしなければならぬ市内の状況があり、条例制定がなされておりましたが、時代の経過とともに状況が大きく変化してきております。

青少年問題は多様化・複雑化し、青少年の主たる問題についても、青少年の非行問題へ対処しなければ

ならない状況ではなくなり、情報化社会の進展、コロナ禍を経て、虐待、ヤングケアラー、ネットトラブル、いじめ、不登校などに変化してきております。

このように、青少年に関する問題が複雑化し、法整備も進められ、現在は本会議体の所掌している指導、育成、保護及び矯正にとどまらず、それぞれの分野に会議体が設置され、専門職を含む委員により会議等を行っている状況でございます。

複雑化する子どもや若者の青少年の問題について、市では様々な部署が会議体を設置、連携し、専門的に対応している状況でございます。本協議会が所掌する内容について、それらの部署が専門的に対応している部分が重複していることが生じておりまして、本会議体については、こちら様々な会議体で重複が生じていることから整理をしたいと考えており、第3回定例議会に廃止条例を上程させていただく予定でございます。

報告は以上でございます。

○皆川委員長 報告が終わりました。これについて質問のある方。よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 では、以上で報告事項を終わります。

続いて陳情の審査を行います。説明員の皆さんは以上となります。

ここで委員会を暫時休憩いたします。

午後2時20分休憩

午後3時27分再開

○皆川委員長 それでは、休憩を閉じまして、委員会を再開いたします。



○皆川委員長 **陳情第6－6号 避難行動要支援者の「個別避難計画」作成促進を求める陳情**を議題といたします。

初めに、調査担当からの説明を求めます。

○鈴木議会事務局次長 それでは、陳情第6－6号、避難行動要支援者の「個別避難計画」作成促進を求める陳情につきまして、調査報告書の御説明をいたします。

今回、都内各地における避難行動要支援者の個別避難計画の作成状況について、調査を実施いたしました。その結果につきましては、お手元の2枚目以降の別紙のとおりとなっております。個別避難計画作成の対象者の考え方、作成状況、作成人数、課題等を市ごとに一覧としてまとめたものとなっております。内容につきましては、お読み取りをお願いいたします。

調査報告書の説明は以上となります。

○皆川委員長 調査担当からの説明が終わりました。それでは、審査に当たって御意見等のある方は挙手をお願いいたします。

○木島委員 資料提供していただいて、ありがとうございます。かなり具体的というか、分かりやすい資料を作っていただいたなというふうに思っているところです。

この資料をもう少しじっくり見る必要もあるんですけども、基本的に、作成対象者数、考えている範囲は広いんだけど、一方で、作成済み人数という観点でいえば、まだまだ、当市も含めてですけど、これからという自治体が多いのかなという印象も持っているところです。それだけ、この個別避難計画の

考え方とか理念については重要なんだけど、一方で、これを具体化していくための様々な御苦労もあるんだというふうにも理解をするところですので、しっかりと、ここの部分を、もう少し私自身も見ていきたいというのと、それと加えて、ちょっと調べていただきたいことで、1月の閉会中の審査のときに示されている調査報告書があります。令和6年12月18日において所管課で作成していただいている、厚生文教委員会に提出されている調査報告書なんですけれども、これまでの対応状況、当市の対応状況についてということでまとまっている資料なんですけど、その中の一番下の部分に、これまでの当市の取組などを通じた上で、個別避難計画の作成に関しては、これまで取り組んできた防災訓練の課題分析や検討を進めるための庁内外の連携・調整が不可欠であり、適切に対応してまいりますというふうに示されています。このことが言われているときから既に5か月ぐらい経過している状況なんですけれども、市として、ここに検討を進めるためのという言葉もあり、実際、現在、庁内では様々なそういう検討が進められているかどうか、現時点での市の検討状況、また併せて市の考え方について、調査をぜひ、していただきたいなというふうに思います。

この間、長きにわたって、本陳情も継続して慎重に審査されているということに鑑みて、いつまでも、もちろん継続を続けるということは、できれば委員会としても本当は避けて、これは私の意見ですけども、多分、多くの委員もそういうふうに思われているんだと思うので、そういった意味で、改めての調査にはなりますけれども、現在の市の検討状況、また考え方が、この陳情に対する考え方を形成するに当たって、ちょっと重要なポイントなのかなと思うので、その点の調査依頼をお願いしたいと思います。

○皆川委員長　　ただいま木島委員からの御意見が出されました。

議会事務局次長、いかがでしょうか。

○鈴木議会事務局次長　　そうしましたら、ただいま御依頼のございました、本年1月に、この委員会で報告があった以降の庁内の検討の進捗状況、それから考え方といったところについて、調査をさせていただければと思います。

○皆川委員長　　よろしくお願いします。

今、木島委員からも発言がありましたが、委員のメンバーが今回替わったというタイミングでありますので、慎重かつ、前からの継続をいたずらに延ばすということはもちろんできないと思いますので、委員の皆さんも御承知おきいただければと思います。

それでは、陳情第6-6号につきましては、継続審査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○皆川委員長　　御異議なしと認め、本件は継続審査とすることに決しました。



○皆川委員長　　それでは、次に、**陳情第6-2号 補聴器購入に対する助成制度創設を求める陳情**を議題といたします。

初めに、調査担当からの説明を求めます。

○鈴木議会事務局次長　　それでは、陳情第6-2号、補聴器購入に対する助成制度創設を求める陳情につきまして、調査報告書の御説明をいたします。

今回、調査項目は2点となります。

まず、1点目としましては、都内各市における補聴器購入に対する助成制度の状況についてということになります。

こちらにつきましては、昨年7月に御報告をさせていただいた同様の調査において、既に実施済み、あるいは令和6年度内に実施予定と回答のあった市を除いた15市を対象に調査をしてございます。

結果としましては、別紙1のほうにまとめてございますが、新たに5市が今年度から実施、あるいは年度内に実施予定となっております。

その他詳細につきましては、お読み取りをお願いできればと思います。

続きまして、2点目としましては、補聴器購入に対する助成制度による補聴器購入後の装用離脱防止に取り組んでいる区における補聴器購入後の状況となります。

こちら補聴器の装用離脱を防止する取組に力を入れている港区、中野区、板橋区を対象として、調査を実施してございます。各区において補聴器を購入された方の意見や感想、補聴器購入後の装用の状況についてアンケートを行っており、その結果をまとめたものとなります。

調査報告書の説明は以上となります。

○皆川委員長 ありがとうございます。調査担当からの説明が終わりました。それでは、審査に当たりまして、御意見等のある方は挙手をお願いいたします。

○鳥居委員 調査に対する報告をありがとうございました。会派に持ち帰って検討をさせていただきたいと思います。

○皆川委員長 特に調査ということではありませんが、先ほど申し上げましたように、メンバーも替わったということで、鳥居委員のほうから、会派に持ち帰りたいという御意見が出されました。皆さんよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○皆川委員長 それでは、陳情第6－2号について、継続審査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○皆川委員長 御異議なしと認め、本件は継続審査とすることに決しました。

————— ◇ —————

○皆川委員長 続きまして、**陳情第5－3号 小中学校に特化した食育の指針の策定を求める陳情**を議題といたします。

それでは、審査に当たって、これに関しましては調査事項は特にございませんので、この委員会として、委員のメンバーの皆さん、どのようにお考えかということでございますので、御意見等のある方は挙手をお願いいたします。

○田中委員 これについては、役職改選前の委員会でのこととはいえ、我が会派のほうで、一度持ち帰りをさせていただいたと承知をしておりますが、いまだ少し、お時間をいただきたいと思いますので、持ち帰りたいと思いますが、いかがでしょうか。

○皆川委員長 皆様、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○皆川委員長 それでは、持ち帰りということで、こちらのほうも御意見がございました。

ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○皆川委員長 ただいま田中委員からの御意見が出されました。したがって、陳情第5－3号について、継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 御異議なしと認め、本件は継続審査とすることに決しました。



○皆川委員長 続きまして、**陳情第5－1号 有機フッ素化合物（P F A S）汚染の血液検査の実施を求める陳情**を議題といたします。

初めに、調査担当からの説明を求めます。

○鈴木議会事務局次長 それでは、陳情第5－1号、有機フッ素化合物（P F A S）汚染の血液検査の実施を求める陳情につきまして、調査報告書の御説明をいたします。

初めに、本陳情につきましては追加の署名簿の提出がございましたので、御報告いたします。

5月16日に追加の署名簿の提出がありましたが、件数が多く、現在、内容を確認しているところでございます。人数が確定次第、本委員会に報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、調査項目につきましてとなりますが、こちらは岡山県吉備中央町が岡山大学等に協力を依頼し進めているP F A S血中濃度と疾病の関連などの解析の状況についてとなります。

まず、解析内容となりますが、こちら、昨年11月から実施をしました採血の結果と、同じく昨年8月に実施をした特定健診や既往歴等のアンケートの調査の結果、こちらを比較しまして、P F A S血中濃度と健康状態の関連性について解析をするというものとなります。

次に、解析結果が出る時期についてとなりますが、こちら調査時点では未定との回答でございました。

5月18日に、解析を終えた部分について、吉備中央町のほうで住民説明会を行っているということでございます。

○皆川委員長 ありがとうございます。調査担当からの説明が終わりました。それでは、審査に当たりまして、御意見等のある方は挙手をお願いいたします。

○松岡委員 調査していただき、ありがとうございました。今の御報告の中で、吉備中央町で5月18日に住民説明会が開催されたとのことですが、こちらの内容が分かるようであれば、調査をお願いしたいと思います。

併せまして、付随する資料などがありましたら、こちらも提出をお願いしたいと思います。

○皆川委員長 いかがでしょうか。

○鈴木議会事務局次長 ただいま御依頼のありました、吉備中央町において5月18日に行った住民説明会の内容並びに附属の資料等がございましたら、そちらのほうを調査できればと思います。

○皆川委員長 よろしく申し上げます。

ただいま松岡委員からも意見が出されました。調査事項について、引き続き調査をお願いしたいと思います。したがって、陳情第5－1号について、継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 御異議なしと認め、本件は継続審査とすることに決しました。



○皆川委員長 それでは、次に進ませていただきます。

調査事項につきましてですが、委員会としても調査事項の決定をしたいと思いますが、皆様から御意見はございますか。いかがでしょうか。

○松岡委員 私からは、国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画についてのことを調査事項として提案

させていただきます。

○皆川委員長　ほかに御意見はございますか。

○高野委員　私からは、第3次国分寺市教育ビジョンについてを調査事項に入れていただきたいとお願いしたいと思います。

○皆川委員長　ただいま両委員から御発言がありました。松岡委員からは国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画について、及び、高野委員からは第3次国分寺市教育ビジョンについて、ということで調査事項として御意見が出されたところであります。この2件を調査事項として進めていきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○皆川委員長　御異議なしと認めます。それでは、国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画について、及び、第3次国分寺市教育ビジョンについてを厚生文教委員会の調査事項とし、継続といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○皆川委員長　御異議なしと認め、継続とすることに決しました。

以上で、本日の厚生文教委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後3時43分閉会